令和5年5月12日 千葉県報第13836号別冊

千葉海区漁場計画

第一	千葉海区漁場計画の内容		
	漁業権に関する事項		
	(1) 共同漁業権		1ページ
	(2) 区画漁業権		4 4ページ
	(3) 定置漁業権		56ページ
	(4) 短期共同漁業権		59ページ
	(5) 短期区画漁業権		6 1ページ
<u> </u>	保全沿岸漁場に関する事項		6 4ページ
第二	漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項		
<u></u>	漁業法第64条第4項の規定により聴いた の意見の概要及び当該意見の処理の結果	千葉海区 • • •	,

二 漁場図

(1) 共同漁業権

(4) 短期共同漁業権

(- /	> 11 41/m2/C/E				_	•	•
(2)	区画漁業権	•	•	•	9	3~~	ージ
(3)	定置漁業権	•	•	• 1	. 0	7~	ージ

・・・ 65ページ

・・・113ページ

(5) 短期区画漁業権 ・・・114ページ

三 類似漁業権以外の漁業権 ・・・119ページ

第三 漁業の免許予定日 ・・・119ページ

・・・119ページ 第四 漁業の免許の申請期間

第一 千葉海区漁場計画の内容

一漁業権に関する事項

W61

- 公示審中 共第一中
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- た区域 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ
 - ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点
 - イ 北緯三五度三八分三四・○一八五秒、東経一三九度五七分一二・六九三八秒の点
 - ウ 北緯三五度四○分○・○四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一○・九三四六秒の点
 - オ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - カ 北緯三五度三九分○六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

7	1		
漁業の種類	漁業の名称	無 業 世	稱
	なごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
	もがい漁業	=	
	かき漁業	=	
	はまぐり漁業	=	
第一種共同漁業	あさり漁業	=	
	ばかがい漁業	=	
	しおふき漁業	=	
	ほんびのすがい漁業	=	
	餌むし漁業	ll .	
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで	

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- て 条件 なし

W611

- 公示審号 共第二号
- 2 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東ニ丁目地先
- て囲まれた区域の二、ア、イ及び基点東二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによっる 漁場の区域 次の基点東二十六号と基点東二十六号の一の点を結んだ線、基点東二十六号

砂の点(木更津市と袖ケ浦市との境界付近に設置した際 鋲)基点東ニ十六号 北緯三五度二六分三一・七七六三秒、東経一三九度五六分五五・三四五〇

○二秒の点(袖ケ浦市南袖(奈良輪地区埋立地)南西上端)基点東二十六号の一 北緯三五度二六分三二・八七九二秒、東経一三九度五六分五五・六二

○九秒の点(袖ケ浦市南袖(奈良輪地区埋立地)北西上端)基点東二十六号の二 北緯三五度二七分二一・八四四四秒、東経一三九度五七分○四・一一

秒の点(木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した標籤)基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五

東二十六号から一度五五分一、七〇〇メートルの点)ア 北緯三五度二七分二六・九〇九三秒、東経一三九度五六分五七・六七八七秒の点(基点

- 東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点) イ 北緯三五度二七分二三・三四四六秒、東経一三九度五五分四三・四一三五秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 業 世	期
	おごのり漁業	月 日から十二月三十一日まで	
	もがい漁業	=	
	かき漁業	=	
	はまぐり漁業	=	
第一種共同漁業	あさり漁業	=	
	ばかがい漁業	=	
	しおふき漁業	=	
	おおのがい漁業	=	
	餌むし漁業	=	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 牛込の区域に限る。)6 関係地区 木更津市牛込、金田東ニ丁目(旧牛込の区域に限る。)及び金田東三丁目(旧牛込の区域に限る。)及び金田東三丁目(旧
- て 条件 なし

W 6111

- 公示審号 共第三号
- 2 漁場の位置 木更津市金田東ニ丁目から畔戸に至る地先
- 次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十号の各点を順
 - 砂の点(木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した際 鏃)基点東ニナ七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・○七七五
 - 砂の点(木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した際柱)基点東二十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八
 - 秒の点(木更津市基本基準点(二等三角点畔戸))基点東二十九号 北緯三五度二五分二一・〇二六三秒、東経一三九度五四分〇一・二一四五
 - の点(木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した際住)基点東三十号 北緯三五度二四分三八・三一〇四秒、東経一三九度五四分一三・二五四五秒
 - 東ニナ七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点)ア 北緯三五度二七分二三・三四四六秒、東経一三九度五五分四三・四一三五秒の点(基点
 - 東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点) イ 北緯三五度二六分五七・二一七五秒、東経一三九度五三分三九・九六九四秒の点(基点
 - 東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点)ウ 北緯三五度二五分五九・二九三六秒、東経一三九度五二分三二・四七〇一秒の点(基点
 - 東二十九号から二六五度五五分二、七九〇メートルの点) エ 北緯三五度二五分一四・六二六六秒、東経一三九度五二分一〇・八八四七秒の点(基点
 - 才 北緯三五度二四分二二・二四五六秒、東経一三九度五二分四六・八一九○秒の点
 - 東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点)カ 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	無	6	種	凝	漁	無	6	谷	教	無	業	盐	華
無	1 種	#1	回漁!	脒	123	160	漁業			1 =	目から十二目	コニナー 日まで	

	もがい漁業	"
	かき漁業	=
	はまぐり漁業	=
	あさり漁業	=
	ばかがい漁業	=
	しおふき漁業	=
	おおのがい漁業	=
	餌むし漁業	=
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から十一月三十日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 島、瓜倉、畔戸及び中野目(旧中島及び旧中野の区域に限る。)、金田東四丁目、金田東五丁目、金田東六丁目、中ら、関係地区・木更津市金田東一丁目、金田東二丁目(旧中島の区域に限る。)、金田東三丁
- て 条件 なし

その四

- 公示審号 共第四号
- 2 漁場の位置 木更津市久津間及び江川地先
- だ線と最大高期時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点東三十号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十二号の各点を順次に結ん

の点(木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱)基点東三十号 北緯三五度二四分三八・三一〇四秒、東経一三九度五四分一三・二五四五秒

砂の点(木更津市江川と同市中里との協定境界標柱)基点東三十二号 北緯三五度二三分四五・八一九六秒、東経一三九度五四分一三・一三一四

- 東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点)ア 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点(基点
- ← 北緯三五度二四分二二・二四五六秒、東経一三九度五二分四六・八一九〇秒の点
- 東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点)ウ 北緯三五度二三分二八・三一四一秒、東経一三九度五三分〇三・四一六〇秒の点(基点
- 東三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点) エ 北緯三五度二三分四一・四○九五秒、東経一三九度五四分○一・三○○六秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の	名 称	蕉	**	盐	華
	おごのり漁業		1 = 1 =	1から十二目	7111十1 皿米	ド
	もがい漁業			=		
	はまぐり漁業			=		
第一種共同漁業	あさり漁業			=		
新一个 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	ばかがい漁業			=		
	しおふき漁業			=		
	おおのがい漁業	*		=		
	餌むし漁業			=		

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根
- て 条件 なし

その玉

- 公示審号 共第五号
- 2 漁場の位置 木更津市中里地先
- んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点東三十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十三号の各点を順次に結

四秒の点(木更津市江川と同市中里との協定境界標柱)基点東三十二号 北緯三五度二三分四五・八一九六秒、東経一三九度五四分一三・一三一

三砂の点(木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱)基点東三十三号 北緯三五度二三分三一・五三五七秒、東経一三九度五四分一九・二三六

- 三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点)ア 北緯三五度二三分四一・四○九五秒、東経一三九度五四分一・三○○六秒の点(基点東
- 三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点) イ 北緯三五度二三分二八・三一四一秒、東経一三九度五三分三・四一六〇秒の点(基点東
- 十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点)ウ 北緯三五度二三分八・七三〇八秒、東経一三九度五三分七・三六六八秒の点(基点東三
- 東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点) エ 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

· 1/2 1/1/ O HE 9		- V- 44/ III	1 18			
漁業の種類	漁業のを	4	漁	無	垂	華
	おごのり漁業		1 = 1 =	120+11	天111十 皿 #	よで
	もがい漁業			=	3	
	はまぐり漁業			=	3	
	あさり漁業			=	3	
第一種共同漁業	ばかがい漁業			=	3	
	しおふき漁業			:	=	
	おおのがい漁業			=	3	
	餌むし漁業			:	=	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 木更津市中里
- て 条件 なし

その六

- 公示審号 共第六号
- 2 漁場の位置 木更津市吾妻から新港に至る地先
- 二秒の点(木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱) 基点東三十三号 北緯三五度二三分三一・五三五七秒、東経一三九度五四分一九・二三六順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域3 漁場の区域 次の基点東三十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十三号の各点を
 - 東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点)ア 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点(基点
 - 十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点) イ 北緯三五度二三分八・七三〇八秒、東経一三九度五三分七・三六六八秒の点(基点東三
 - ♪ 北緯三五度二二分四一・○三八一秒、東経一三九度五三分一六・七一三六秒の点
 - エ 北緯三五度二二分四八・一八四四秒、東経一三九度五三分五二・九二二八秒の点
 - オ 北緯三五度二二分四七・九五七九秒、東経一三九度五四分二・〇一八八秒の点
 - カ 北緯三五度二三分四・三六七三秒、東経一三九度五四分四一・五五三五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 紫 哲 野
	おごのり漁業	月 日から十 月三十 日まで
	もがい漁業	=
	かき漁業	=
	はまぐり漁業	=
第一種共同漁業	あさり漁業	=
	ばかがい漁業	=
	しおふき漁業	=
	おおのがい漁業	=
	餌むし漁業	=

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 幸町、桜町及び貝渕6 関係地区 木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、
- て 条件 なし

その七

- 公示審导 共第七号
- 2 漁場の位置 木更津市地先
- ○秒の点(木更津市と袖ケ浦市との境界付近に設置した標盤) 基点東二十六号 北緯三五度二六分三一・七七六三秒、東経一三九度五六分五五・三四五に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域3 漁場の区域 次の基点東二十六号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次
 - 五秒の点(木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した標 鏃)基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七
 - 人秒の点(木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱)基点東二十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五
 - の点(木更津市基本基準点(二等三角点畔戸))基点東二十九号 北緯三五度二五分二一・〇二六三秒、東経一三九度五四分一・二一四五秒
 - 四砂の点(木更津市江川と同市中里との協定境界際住)基点東三十二号 北緯三五度二三分四五・八一九六秒、東経一三九度五四分一三・一三一
 - 東二十六号から一度五五分二、六一〇メートルの点)ア 北緯三五度二七分五六・四二一六秒、東経一三九度五六分五八・九二八四秒の点(基点
 - 東ニナ七号から三〇七度四〇分二、七四〇メートルの点) イ 北緯三五度ニ七分二三・七一八四秒、東経一三九度五四分三一・一二二三秒の点(基点
 - 東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点)ウ 北緯三五度二六分五七・二一七五秒、東経一三九度五三分三九・九六九四秒の点(基点
 - 東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点)
 エ 北緯三五度二五分五九・二九三六秒、東経一三九度五二分三二・四七〇一秒の点(基点
 - 東三十二号から二六一度一七分三、七一〇メートルの点)
 才 北緯三五度二三分二七・六三四五秒、東経一三九度五一分四七・七九〇四秒の点(基点
 - カ 北緯三五度二二分四〇・九六四九秒、東経一三九度五一分四七・六四七六秒の点
 - キ 北緯三五度二二分四〇・七七二〇秒、東経一三九度五三分一五・三六五四秒の点
 - 夕 北緯三五度二二分四五・六七六○秒、東経一三九度五三分四○・二一○九秒の点
 - ケ 北緯三五度二三分二二・九二九五秒、東経一三九度五五分〇七・五〇七四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 哲 野
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	月 日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 9 関係地区 木更津市
- て 条件 なし

そのハ

- 公示番号 共第八号
- 2 漁場の位置 富津市富津地先
- まれた区域に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにコと基点東四十五号の四の点を結んだ線とによって囲る 漁場の区域 次の基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次

の点(富津市富津港東防波堤灯台) 基点東四十三号 北緯三五度一九分六・六九二八秒、東経一三九度四八分五八・七六六六秒

三秒の点(富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱)基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分七・七五八

- ア 北緯三五度一九分三一・二一〇七秒、東経一三九度四八分四五・八一五九秒の点
- イ 北緯三五度一九分四二・○二四三秒、東経一三九度四九分○六・○五五八秒の点
- 々 北緯三五度二○分二九・三○九九秒、東経一三九度四八分二九・一三二五秒の点
- エ 北緯三五度二〇分五〇・五六二四秒、東経一三九度四八分四一・九三二九秒の点
- オ 北緯三五度二〇分五六・八六三三秒、東経一三九度四八分三九・七一三〇秒の点
- カ 北緯三五度二一分三三・一五六一秒、東経一三九度四八分二四・八六六〇秒の点
- キ 北緯三五度二二分〇四・一〇九八秒、東経一三九度四七分五九・九一七五秒の点
- ク 北緯三五度二〇分一二・二六四六秒、東経一三九度四五分二九・七一九七秒の点
- ケ 北緯三五度一八分五三・○秒、東経一三九度四六分○五・○秒の点
- コ 北緯三五度一八分五二・○秒、東経一三九度四六分一四・○秒の点
- 4 魚業の運頭、魚業の名称及び魚業時期

	類 消業の全形及し消業時	
漁業の種類	漁業の名称	熊 業
	おごのり漁業	月 日から十 月三十 日まで
	かき漁業	=
	はまぐり漁業	=
	あさり漁業	=
	ばかがい漁業	=
	しおふき漁業	=
	おおのがい漁業	=
	みるくい漁業	=
	たいらぎ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	なみがい漁業	月 日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	=
	餌むし漁業	"
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津
- 7 条件 なし

その九

- 1 公示番号 共第九号
- 2 漁場の位置 富津市富津地先
- 各点を順次に結んだ線並びに最大高制時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、イ、ウ、エ及び基点南一号の

八三秒の点(富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端文柱) 基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分○七・七五

点(富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱)基点南一号 北緯三五度一八分〇八・六二六八秒、東経一三九度四九分三一・六九二八秒の

- ア 北緯三五度一八分五二・○秒、東経一三九度四六分一四・○秒の点
- イ 北緯三五度一八分五三・○秒、東経一三九度四六分五・○秒の点
- り 北緯三五度一七分二四・三三四○秒、東経一三九度四七分二○・三五四四秒の点
- 南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点) エ 北緯三五度一六分三七・八一一〇秒、東経一三九度四九分一七・九四〇三秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 哲 斯				
	おごのり漁業	月 日から十 月三十 日まで				
	かき漁業	=				
	はまぐり漁業	=				
	あさり漁業	=				
第一種共同漁業	ばかがい漁業	=				
	しおふき漁業	=				
	おおのがい漁業	=				
	みるくい漁業	=				
	たいらぎ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで				
	餌むし漁業	月 日から十 月三十 日まで				
	きす固定式刺し網漁業	月 日から十 月三十 日まで				
各二十重 七 司 角 卷	こち固定式刺し網漁業	=				
第二種共同漁業	ひらめ固定式刺し網漁業	=				
	かに固定式刺し網漁業	=				
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	月 日から十 月三十 日まで				

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津
- て 条件 なし

その十

- 公示海号 共第十号
- 2 漁場の位置 富津市川名及び篠部地先
- 時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南一号、ア、イ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮

(富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱)基点南一号 北緯三五度一八分八・六二六八秒、東経一三九度四九分三一・六九二八秒の点

点(富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱)基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五○分三七・五一四七秒の

ア 北緯三五度一六分三七・八一一〇秒、東経一三九度四九分一七・九四〇三秒の点(基点

南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点)

- 南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点) イ 北緯三五度一六分三五・九七九六秒、東経一三九度四九分三〇・〇一四〇秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期
	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばかがい漁業	=
第一種共同漁業	みるくい漁業	=
	にし漁業	=
	たこ漁業	=
	餌むし漁業	=
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	月 日から十二月三十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 富津市川名及び篠部
- て 条件 なし

we+1

- 公庆梅中 共解十一中
- 2 漁場の位置 富津市子種新田から笹毛に至る地先
- 時毎岸線とによって囲まれた区域 3 漁場の区域 次の基点南二号、ア、イ及び基点南七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮

点(富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱)基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五○分三七・五一四七秒の

点(富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱)基点南七号 北緯三五度一四分〇三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の

- 南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点)ア 北緯三五度一六分三五・九七九六秒、東経一三九度四九分三〇・〇一四〇秒の点(基点
- 南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五〇分五二・八七八五秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛
- て 条件 なし

その十二

- 公示海中 共第十二中
- 2 漁場の位置 富津市湊から金谷に至る地先
- だ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南七号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南十八号の各点を順次に結ん
 - (富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱)基点南七号 北緯三五度一四分三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の点
 - の点(富津市竹岡と同市萩生との境界付近に設置した標柱)基点南十二号 北緯三五度一二分二二・八三六六秒、東経一三九度五○分一四・五二一一秒
 - の点(富津市萩生と同市金谷との境界付近に設置した標柱)基点南十三号 北緯三五度一一分三〇・九五九〇秒、東経一三九度四九分一七・一〇四九秒
 - 点(富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱)基点南十八号 北緯三五度九分一八・○七七七秒、東経一三九度四九分○六・○六五三秒の
 - 南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五〇分五二・八七八五秒の点(基点
 - 南十二号から三〇〇度二三分一、五〇〇メートルの点) イ 北緯三五度一二分四七・四五五七秒、東経一三九度四九分二三・三五四九秒の点(基点
 - 十三号から三○九度一、五○○メートルの点)ウ 北緯三五度一二分一・五八六一秒、東経一三九度四八分三一・○一二四秒の点(基点南
 - エ 北緯三五度一〇分四六・一八九六秒、東経一三九度四八分〇・七八八九秒の点
 - 南十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点)才 北緯三五度○九分一七・二一六八秒、東経一三九度四八分○六・八〇三三秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の	名 称	熊	₩		承
	かじめ漁業		1 5 1 5	120+110	円111十一 皿 ※ 1	ب
	てんぐさ漁業		四月一日	1から十月1	11十1 日まで	
	つのまた漁業		1 = 1 =	140411	円111十1 皿米1	r
	わかめ漁業		九月一日	よから翌年で	4月11十一日	H F
	ひじき漁業		1 = 1 =	120+110	円111十1 皿※1	r
	はまぐり漁業			=		
	あさり漁業			=		
	ばかがい漁業			=		
	あかがい漁業		=			
第一種共同漁業	にし漁業			=		
	ばい漁業			=		
	あわび漁業		四月一日	1から九月-	1五日まで	
	とこぶし漁業		四月一日	1から八月-	1五日まで	
	さざえ漁業		七月一日	こから翌年で	4月111十一日	まで
	ばていら漁業		1 = 1 =	140411	円111十一日米1	r
	うに漁業			:	=	
	なまこ漁業			:	=	
	いせえび漁業		< ₹ □	こから翌年で	4月111十一日	まで
	たこ漁業		1 = 1 =	140411	円111十一日米1	r
	餌むし漁業			=		

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

- ら 関係地区 富津市湊、竹岡、萩生及び金谷
- て 条件 なし

その十三

- 公示審中 共第十三中
- 2 漁場の位置 富津市川名から金谷に至る地先
- 結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南十八号の各点を順次に
 - (富津市富津と同市川名との境界付近に設置した慓住) 基点南一号 北緯三五度一八分八・六二六八秒、東経一三九度四九分三一・六九二八秒の点
 - 点(富津市篠部と司市千種新田との寛界付近に設置した漂住)基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五○分三七・五一四七秒の
 - (富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱)基点南七号 北緯三五度一四分三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の点
 - の点(富津市萩生と同市金谷との境界付近に設置した際住)基点南十三号 北緯三五度一一分三○・九五九○秒、東経一三九度四九分一七・一○四九秒
 - 点(富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱)基点南十八号 北緯三五度九分一八・○七七七秒、東経一三九度四九分○六・○六五三秒の
 - 南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点)ア 北緯三五度一六分三七・八一一〇秒、東経一三九度四九分一七・九四〇三秒の点(基点
 - 南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点) イ 北緯三五度一六分三五・九七九六秒、東経一三九度四九分三〇・〇一四〇秒の点(基点
 - 南七号から二六五度二、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度一三分五六・〇七六五秒、東経一三九度五〇分三三・一七七七秒の点(基点
 - 南十三号から三〇九度二、〇〇〇メートルの点)エ 北緯三五度一二分一一・七九四〇秒、東経一三九度四八分一五・六四六一秒の点(基点
 - 才 北緯三五度一○分五○・一○九四秒、東経一三九度四七分四一・六一一一秒の点
 - 南十八号から二六九度二、〇〇〇メートルの点)カ 北緯三五度○九分一六・九二八一秒、東経一三九度四七分四七・○四九五秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業	の種	凝	漁	業	6	谷	称	無	業	盐	無
			いな	だ固定。	式刺し	網漁業		1 町 1	目から十二	〒111十1 □	まで
			50	め固定。	式刺し	駕漁業				=	
第11種#	大同漁	業	かに	固定式	刺し網	漁業				=	
			V 10	まえび[固定式	刺し網络	熊業			=	
			(A)	固定式	刺し網	漁業				11	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 萩生及び金谷ら 関係地区 富津市川名、篠部、千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡、笹毛、湊、竹岡、
- て 条件 なし

その十回

- 公示審中 共第十四中
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町元名から大六に至る地先
- だ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ及び基点南二十一号の各点を順次に結ん

点(富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱)基点南十八号 北緯三五度九分一八・○七七七秒、東経一三九度四九分○六・○六五三秒の

点(安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱)基点南二十一号 北緯三五度七分八・六八一八秒、東経一三九度四九分五四・五一五八秒の

- 十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点)ア 北緯三五度九分一七・二一六八秒、東経一三九度四八分○六・八〇三三秒の点(基点南
- イ 北緯三五度八分四一・九一七七秒、東経一三九度四八分五○・○四二八秒の点
- ウ 北緯三五度七分二八・○七二八秒、東経一三九度四九分○・四三五二秒の点
- 十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点) エ 北緯三五度七分二八・二二七四秒、東経一三九度四九分二・二二二六秒の点(基点南二
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 皓 期
	かじめ漁業	月 日から十 月三十 日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	月 日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	月 日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	=
第一種共同漁業	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	月 日から十 月三十 日まで
	なまこ漁業	=
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	たこ漁業	月 日から十 月三十 日まで
	餌むし漁業	=
第二種共同漁業	いか小型定置漁業	月 日から十 月
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	月 日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 安房郡鋸南町元名、保田、大権子、吉浜及び大六
- 置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定

その十五

- -1 公示審号 共第十五号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島から岩井袋に至る地先
- に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域の 漁場の区域 次の基点南二十一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十五号の各点を順次
 - 点(安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱)基点南二十一号 北緯三五度七分八・六八一八秒、東経一三九度四九分五四・五一五八秒の
 - の点(安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱)基点南二十五号 北緯三五度五分五九・五二○三秒、東経一三九度五○分○八・一九六二秒
 - 十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点)ア 北緯三五度七分二八・二二七四秒、東経一三九度四九分二・二二二六秒の点(基点南二

- イ 北緯三五度七分二八・○七二八秒、東経一三九度四九分○・四三五二秒の点
- ウ 北緯三五度五分五九・一四二六秒、東経一三九度四八分二五・一七七八秒の点
- 二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点)エ 北緯三五度五分三三・六七四五秒、東経一三九度四九分一八・〇〇五五秒の点(基点南
- 二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点)
 才 北緯三五度五分四六・六八〇七秒、東経一三九度四九分五五・五四五一秒の点(基点南
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期
	かじめ漁業	月 日から十二月三十一日まで
	てんぐも漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	月 日から十 月三十 日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	=
	とさかのり漁業	月 日から十 月三十 日まで
	ばい無業	=
第一種共同漁業	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこなし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ焦業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	月 日から十二月三十一日まで
	うに漁業	=
	なまこ漁業	=
	いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
	たこ漁業	月 日から十二月三十一日まで
	餌むし漁業	=

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐久間及び岩井袋
- て 条件 なし

その十六

- 口 公示審导 共第十六中
- 2 漁場の位置 南房総市久枝から小浦に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南二十五号、ア、イ、ウ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ

秒の点(安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱)基点南二十五号 北緯三五度○五分五九・五二○三秒、東経一三九度五○分○八・一九六二

砂の点(南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱)基点南二十七号 北緯三五度○四分一七・二三三○秒、東経一三九度四九分一六・八一二三

- 南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点)ア 北緯三五度○五分四六・六八〇七秒、東経一三九度四九分五五・五四五一秒の点(基点
- 南二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点) イ 北緯三五度○五分三三・六七四五秒、東経一三九度四九分一八・〇〇五五秒の点(基点
- 南二十七号から二七三度四九分一、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度○四分二〇・四六三五秒、東経一三九度四八分一七・七三一八秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 哲	羅
	かじめ漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	てろぐれ漁業	四月一日から十月三十一日まで	
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	ひじき漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	ばかがい漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	ばい漁業	=	
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで	
第一種共同漁業	とこなし漁業	四月一日から八月十五日まで	
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで	
	ばていら漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	うに漁業	=	
	なまこ漁業	=	
	いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで	
	たこ漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	餌むし漁業	*	
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢。 関係地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、
- 置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高測時において水深十三メートル以上の小型定

その十七

- 公示審书 共第十七中
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町から南房総市小浦に至る地先
- 次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南二十七号の各点を順
 - の点(富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱)基点南十八号 北緯三五度○九分一八・○七七七秒、東経一三九度四九分○六・○六五三秒
 - 秒の点(安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱)基点南二十一号 北緯三五度○七分○八・六八一八秒、東経一三九度四九分五四・五一五八
 - 秒の点(安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱)基点南二十五号 北緯三五度○五分五九・五二○三秒、東経一三九度五○分○八・一九六二
 - 秒の点(南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱)基点南二十七号 北緯三五度○四分一七・二三三○秒、東経一三九度四九分一六・八一二三
 - 南十八号から二六九度二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○九分一六・九二八一秒、東経一三九度四七分四七・○四九五秒の点(基点
 - イ 北緯三五度○八分四一・三四七八秒、東経一三九度四八分三〇・三〇〇三秒の点
 - 南二十一号から二九四度二八分二、〇〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度○七分三五・五五六二秒、東経一三九度四八分四二・六〇八五秒の点(基点
 - エ 北緯三五度○五分五七・四四一八秒、東経一三九度四八分○五・五四二九秒の点
 - オ 北緯三五度○五分二五・○五八○秒、東経一三九度四九分○一・二七七二秒の点(基点

南二十五号から二三七度五六分二、〇〇〇メートルの点)

- 南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点)カ 北緯三五度○四分二一・五三八五秒、東経一三九度四七分五八・○三八〇秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	重	凝	兼	洲	6	名	校	無	業	盐	対
					いなが	た固定式	刺し網	漁業		1 🖂 1	日から十二	四111十1 四	まで
					£#4	り 固定さ	刺し網	漁業				×	
第二種共同漁業 :			ひらめ固定式刺し網漁業						=				
					かに田	固定式型	し網漁	**				=	
	くるまえび固定式刺し網漁業						脒			=			

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 儀谷、二部、荒川、大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢ら 関係地区 安房郡鋸南町並びに南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、横
- て 条件 なし

その十八

- 公示審号 共第十八号
- 2 漁場の位置 南房総市富浦町地先
- に結んだ線と最大高潮時毎岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南三十七号の各点を順次

秒の点(南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱)基点南二十七号 北緯三五度○四分一七・二三三○秒、東経一三九度四九分一六・八一二三

秒の点(南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱)基点南三十七号 北緯三五度○一分五六・六八七四秒、東経一三九度四九分五八・二九三四

- 南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○四分二一・五三八五秒、東経一三九度四七分五八・○三八〇秒の点(基点
- ← 北緯三五度○三分二七・五一五一秒、東経一三九度四七分三五・九九○一秒の点
- り 北緯三五度○二分五六・一四二七秒、東経一三九度四七分五三・六九三○秒の点
- エ 北緯三五度○二分○六・○八八二秒、東経一三九度四七分四八・二一○○秒の点
- 南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点)
 才 北緯三五度○一分三五・三八三○秒、東経一三九度四八分四三・七五七九秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 業 哲	期
	かじめ漁業	月 日から十二月三十一日まで	
	てんぐれ漁業	四月一日から十月三十一日まで	
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	ひじき漁業	1月 日から十二月三十 日まで	
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	とさかのり漁業	月 日から十二月三十一日まで	
第一種共同漁業	はまぐり漁業	=	
	あさり漁業	=	
	ばかがい漁業	=	
	ばい漁業	=	
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで	
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで	

ちざえ無業	七月一日から翌年五月三十一日まで
ばていら漁業	月 日から十二月三十一日まで
で 無 業	=
なまこ漁業	=
いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	月 日から十二月三十一日まで
餌むし漁業	=

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 9 関係地区 南房総市富浦町
- て 条件 なし

その十九

- 1 公示番号 共第十九号
- 2 漁場の位置 館山市船形から大賀に至る地先
- 結んだ線以内の港湾区域を除く区域線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から館山港北防波堤突端と二号防波堤突端を3、漁場の区域、次の基点南三十七号、ア、イ、ウ及び基点南四十一号の各点を順次に結んだ

秒の点(南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱)基点南三十七号 北緯三五度○一分五六・六八七四秒、東経一三九度四九分五八・二九三四

の点(館山市湊地先の平久里川河口左岸にある水門南西端)基点南四十号 北緯三五度○○分三五・六四九六秒、東経一三九度五一分三二・八三五七秒

秒の点(館山市大質と同市香との境界付近に設置した標柱)基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七一二

- 南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○一分三五・三八三○秒、東経一三九度四八分四三・七五七九秒の点(基点
- 南四十号から二五五度一〇分一、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三五度〇〇分二七・三四七八秒、東経一三九度五〇分五四・七〇四四秒の点(基点
- 南四十一号から三五四度一、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五九分三八・五四三三秒、東経一三九度四九分一五・八八一六秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 皓 期
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	月 日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	はまぐり漁業	月 日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	あさり漁業	=
	ばかがい漁業	=
	ばい漁業	=
	あわび漁業 四月一日から九月十五	
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	1月 日から十二月三十 日まで
	うに漁業	=

なまこ漁業	=
いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
たい漁業	月 日から十 月 十 日まで
餌むし漁業	=

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 笠名及び大質ら 関係地区 館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、
- マ 条件 船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

W611+

- 公示審中 共第二十中
- 2 漁場の位置 南房総市富浦町から館山市大質に至る地先
- 点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から館山港北3 漁場の区域 次の基点南二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南四十一号の各

防波堤突端と二号防波堤突端を結んだ線以内の港湾区域を除く区域

秒の点(南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱)基点南二十七号 北緯三五度○四分一七・二三三○秒、東経一三九度四九分一六・八一二三

砂の点(南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱)基点南三十七号 北緯三五度○一分五六・六八七四秒、東経一三九度四九分五八・二九三四

の点(館山市湊地先の平久里川河口左岸にある水門南西端)基点南四十号 北緯三五度○○分三五・六四九六秒、東経一三九度五一分三二・八三五七秒

砂の点(館山市大質と同市香との境界付近に設置した標柱)基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七一二

- 南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○四分二一・五三八五秒、東経一三九度四七分五八・〇三八〇秒の点(基点
- イ 北緯三五度〇三分二七・五一五一秒、東経一三九度四七分三五・九九〇一秒の点
- ♪ 北緯三五度○三分○五・二一一四秒、東経一三九度四七分三七・三三○四秒の点
- エ 北緯三五度○二分○四・三八五八秒、東経一三九度四七分二八・五九○八秒の点
- 南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点)才 北緯三五度〇一分三五・三八三〇秒、東経一三九度四八分四三・七五七九秒の点(基点
- 南四十号から二五五度一〇分二、〇〇〇メートルの点)カ 北緯三五度○○分一九・○四二七秒、東経一三九度五○分一六・五七五三秒の点(基点
- 南四十一号から三五四度二、〇〇〇メートルの点)キ 北緯三四度五九分五四・六八〇七秒、東経一三九度四九分一三・八一八〇秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	0	種	類	漁	業	6	谷	桊	鎖	業	垂	角
					2 X	だ固定	式刺し	網漁業		1 =	日から十		日まで
					£#	す固定	式刺し	網漁業				H	
無1	1 111111	41/ li-	ያ ተመና ላ	111/	たい	固定式	刺し網	漁業				H	
到区	1 (#	# !!!	[無]	₩ <u></u>	50	め固定・	式刺し	駕漁業				=	
					かに	固定式	刺し網	漁業				H	
					くる	まえび	固定式	刺し網	漁業			11	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 笠名及び大賀並びに南房総市富浦町ら 関係地区 館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、

マ条件 ・ 条形 漁港内 活地にないては、 船舶の 航行を がびてはならない。

W 611+1

- 公诉梅中 共第二十一中
- 2 漁場の位置 館山市香から坂井に至る地先
- の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十二号
 - 秒の点(館山市大質と同市香との境界付近に設置した標柱)基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七一二
 - 秒の点(館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱)基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇
 - 秒の点(館山市波左間と同市坂田との境界付近に設置した標柱)基点南四十六号 北緯三四度五八分三二・四二九〇秒、東経一三九度四六分四三・二一七四
 - 砂の点(館山市洲埼灯台中心点) 基点南四十九号 北緯三四度五八分三一・四○六三秒、東経一三九度四五分二六・八九八八
 - の点(館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱)基点南五十号 北緯三四度五七分五五・四七四〇秒、東経一三九度四五分一二・六〇四一秒
 - 砂の点(館山市西川名と同市伊戸との境界付近に設置した標柱)基点南五十一号 北緯三四度五七分三一・三七六七秒、東経一三九度四五分五〇・八一八九
 - 秒の点(館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱)基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五
 - 南四十一号から三五四度一、五〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五九分三八・五四三二秒、東経一三九度四九分一五・八八一六秒の点(基点
 - 南四十四号から三五四度一、五〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五九分一二・四三〇五秒、東経一三九度四七分二二・九八二五秒の点(基点
 - 南四十六号から三五四度一、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五九分二〇・八三九二秒、東経一三九度四六分三七・〇〇二二秒の点(基点
 - エ 北緯三四度五九分一八・三五八七秒、東経一三九度四五分五四・一五七○秒の点
 - 南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点) オ 北緯三四度五九分一三・八七二九秒、東経一三九度四四分〇三・七四八七秒の点(基点
 - 南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点)カ 北緯三四度五七分三七・五二七〇秒、東経一三九度四三分五六・八三四七秒の点(基点
 - 南五十一号から二一五度二、〇〇〇メートルの点)キ 北緯三四度五六分三八・一八〇三秒、東経一三九度四五分〇五・六五一三秒の点(基点
 - 南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点)ク 北緯三四度五五分五五・二一三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名か	新
	かじめ漁業	月 日から十 月三十 日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	ひじき漁業	月 日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	=
	とさかのり漁業	月 日から十月三十 日まで

おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
だい無業	=
あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
とこれがし漁業	四月一日から八月十五日まで
さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
だていの無業	月 日から十 月三十 日まで
心に漁業	<u> </u>
いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	月 日から十 月三十 日まで
電むし漁業	<u> </u>

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間、坂田、洲崎、西川名及び伊戸
- て 条件 なし

W611+11

- 1 公示審导 共第二十二号
- 2 漁場の位置 館山市香から坂田に至る地先
- 高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ及び才の各点を順次に結んだ線と最大

秒の点(館山市大質と同市香との境界付近に設置した標柱)基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七一二

砂の点(館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱)基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇

砂の点(館山市波左間と同市坂田との境界付近に設置した標柱)基点南四十六号 北緯三四度五八分三二・四二九〇秒、東経一三九度四六分四三・二一七四

- 南四十一号から三五四度二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五九分五四・六八〇七秒、東経一三九度四九分一三・八一八〇秒の点(基点
- 南四十四号から三五四度二、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五九分二八・五六七四秒、東経一三九度四七分二〇・九一二九秒の点(基点
- 南四十六号から三五四度二、〇〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五九分三六・九七五九秒、東経一三九度四六分三四・九三〇〇秒の点(基点
- エ 北緯三四度五九分三四・四九五二秒、東経一三九度四五分五二・○八二五秒の点
- オ 北緯三四度五八分二九・九四九一秒、東経一三九度四六分〇・三七九一秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	無	6	種	凝	無	業	6	谷	称	無	業	盐	禅
Jan D. 1	1 vlmtl .1	10 100	ᄳᆞᄾᆀ		いな	だ固定	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	し網漁	業	1 町 1	日から十二日	т111+1 ш·	## F
無1	ლ	<u>, ≡</u>	漁業		50	お国で	4式刺,	し網漁	業		:	=	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間及び坂田
- て 条件 なし

W611+111

- 公卡梅亭 共第二十三亭
- 2 漁場の位置 館山市香沖合 (沖の島沖合)
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五九分二六・二八五五秒、東経一三九度四九分一九・一五三三秒の点

- イ 北緯三四度五九分二五・○九二九秒、東経一三九度四九分○二・五七六八秒の点
- ウ 北緯三四度五九分四二・九七七七秒、東経一三九度四九分○・五七七九秒の点
- エ 北緯三四度五九分四五・七〇六五秒、東経一三九度四九分一七・五六三四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	類	漁	辮	0	谷	泰	無	業	盐	類
無	11種	半回	[漁	*	あい	し小型	定置	直漁業	-	1 町 1	目から十二月	:111十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物
- て 条件 なし

その二十回

- 1 公诉梅亭 共雜二十回亭
- 2 漁場の位置 館山市香から見物に至る地先
- に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次

秒の点(館山市大質と同市香との境界付近に設置した標柱)基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七一二

秒の点(館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱)基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇

- 南四十一号から三五四度一、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五九分二二・四〇五八秒、東経一三九度四九分一七・九四五〇秒の点(基点
- イ 北緯三四度五九分一九・九三六○秒、東経一三九度四九分○・五八二五秒の点
- ウ 北緯三四度五八分五七・二一八八秒、東経一三九度四九分○・五八七一秒の点
- エ 北緯三四度五八分五六・一一七三秒、東経一三九度四八分二二・七五九四秒の点
- 才 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点
- カ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分〇六・二一四五秒の点
- キ 北緯三四度五八分五二・六二六五秒、東経一三九度四八分〇・七〇七五秒の点
- 南四十四号から二六度九五〇メートルの点) ク 北緯三四度五八分五一・七三五二秒、東経一三九度四七分四五・五九六八秒の点(基点
- 南四十四号から八四度五〇〇メートルの点)ケ 北緯三四度五八分二五・七二二一秒、東経一三九度四七分四八・七九四六秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	凝	漁	辮	6	谷	茶	獭	業	盐	類
無	11種	#1	無	*	あい	本少の	定置	漁業		当 一	一日から十二月	三十一日まで	

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物
- て条件 漁具の設置統数は、五箇統以内とする。

その二十五

- 1 公示審导 共第二十五中
- 2 漁場の位置 館山市浜田沖合
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点
 - イ 北緯三四度五九分一五・六〇一六秒、東経一三九度四八分一二・六三四二秒の点
 - 々 北緯三四度五九分一一・九六八五秒、東経一三九度四七分五○・四七九一秒の点
 - エ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分〇六・二一四五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	0	種	類	漁	業	0	在	桊	漁	業	盐	翔
無1	種	共同	無業	*	4	小型	定置	声業		一 月 一	目から十二月	111十一日まで	

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸
- て 条件 なし

その二十六

- 公示審中 共第二十六中
- 2 漁場の位置 館山市見物地先
- 3 漁場の区域 次の基点南四十四号、ア、イ、ウ及び基点南四十四号の各点を順次に結んだ

線によって囲まれた区域

秒の点(館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱)基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇

- 南四十四号から三五四度一、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五八分五六・二九三六秒、東経一三九度四七分二五・〇五一九秒の点(基点
- 南四十四号から二一度三〇分一、一二〇メートルの点) イ 北緯三四度五八分五七・八四三三秒、東経一三九度四七分四五・三五八五秒の点(基点
- 南四十四号から八四度五〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五八分二五・七二二一秒、東経一三九度四七分四八・七九四六秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	辮	6	種	凝	漁	辮	6	农	茶	無	業	盐	華
無	1 1 煙	半回	美	*	あい	(小型	定置	直漁業		1 皿 1	日から十二月	(111十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物
- 7 条件 なし

4-1194

- 1 公示審号 共第二十七号
- 2 漁場の位置 館山市坂田地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分三四・八三四七秒、東経一三九度四五分五九・七〇五四秒の点
 - イ 北緯三四度五八分五七・九一五○秒、東経一三九度四五分五六・七二八二秒の点
 - ウ 北緯三四度五八分五九・九六九八秒、東経一三九度四六分一八・一四二九秒の点
 - エ 北緯三四度五八分四一・ニ九八一秒、東経一三九度四六分二○・八七四二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	類	漁	辮	0	谷	泰	無	業	盐	揦
無1	種:	# 12	漁業	K	あに	小型	定置	海業	-	1 5	目から十 -	月三十一 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- の関係地区 館山市坂田
- 7 条件 なし

そのニナベ

- 1 公示審号 共第二十八号
- 2 漁場の位置 館山市洲崎地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分三四・四九六一秒、東経一三九度四五分四七・九四八七秒の点

- イ 北緯三四度五九分〇・六二四八秒、東経一三九度四五分四三・七五四七秒の点
- ウ 北緯三四度五九分○・九一三二秒、東経一三九度四五分二七・六二九二秒の点
- エ 北緯三四度五八分四一・一六四三秒、東経一三九度四五分二九・七一六九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	類	漁	辮	0	谷	泰	無	業	盐	類
無	11種	半回	[漁	*	あい	し小型	定置	直漁業	-	1 町 1	目から十二月	:111十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸
- 置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定

その二十九

- 1 公示番号 共第二十九号
- 2 漁場の位置 館山市西川名から坂井に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南五十一号、ア、イ、ウ及び基点南五十二号の各点を順次に結んだ

砂の点(館山市西川名と同市伊戸との境界付近に設置した標柱)基点南五十一号 北緯三四度五七分三一・三七六七秒、東経一三九度四五分五〇・八一八九

砂の点(館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した際柱)基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五

- 南五十一号から二一五度七〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五七分一二・七五八五秒、東経一三九度四五分三五・〇〇八四秒の点(基点
- 南五十一号から一四七度三、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五六分○九・七五五八秒、東経一三九度四六分五五・二七八三秒の点(基点
- 南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点)ウ 北緯三四度五五分五五・二一三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業	6	種	類	猟	業	0	各	茶	漁	業	盐	華
無 二 #	四半同	無	*	11 P	し小型	定軍	無業		一 月 一	日から十二月	三十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸
- 整委員会に協議しなければならない。いて水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に干薬海区漁業調了 条件 漁具の設置統数は二箇統以内とし、身網の設置される場所の最深部が最高潮時にお

その三十

- 公示審中 共解川十中
- 2 漁場の位置 館山市布沼から布良に至る地先
- 点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南五十二号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南五十三号の各

砂の点(館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱)基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五

砂の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九

南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点)ア 北緯三四度五五分五五・二一三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点(基点

- 南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五三分○八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点(基点
- 南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五二分二二・五〇九八秒、東経一三九度四七分一三・四九七〇秒の点(基点
- 南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点) エ 北緯三四度五二分○九・七五六一秒、東経一三九度四八分一九・二四一〇秒の点(基点
- 南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点)
 才 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点(基点
- カ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点
- 南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点)キ 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 難	期
	かじめ漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで	
	つのまた漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	ひじき漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	いわのり漁業	=	
	とさかのり漁業	月 日から十月三十 日まで	
	おにくさ漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	とりあし漁業	=	
第一種共同漁業	かき漁業	=	
	はまぐり漁業	=	
	あさり漁業	=	
	ばかがい漁業	=	
	ばい漁業	=	
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで	
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで	
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで	
	ばていら漁業	月 日から十二月三十一日まで	
	うに漁業	=	
	餌むし漁業	Ti .	
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	月 日から十二月三十一日まで	
素以引车业口场	すずき小型定置漁業	=	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 館山市相浜及び布良
- 7 条件

 - 業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 □ 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁

W6111+1

1 公示審导 共第三十一号

- 2 漁場の位置 館山市布沼から布良に至る地先
- んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域の 漁場の区域 次の基点南五十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点南五十三号の各点を順次に結

砂の点(館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱)基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五

砂の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九

- 南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点)ア 北緯三四度五五分五五・二一三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点(基点
- 南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五三分○八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点(基点
- 南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五四分〇四・〇一八七秒、東経一三九度四八分二五・二五〇四秒の点(基点
- 南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点) エ 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	類	猟	継	6	谷	奉	無	**	盐	華
無	種:	# 12	無業	K	5 \$		J 4TT - 37H	<u>/</u>		八 页 1	日から翌年五	町111十1 皿#	46

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 館山市相浜及び布良
- **7 条件 富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。**

W 6 11 1 + 1 1

- 公诉梅亭 共第三十二中
- 2 漁場の位置 南房総市白浜町根本地先
- 海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南五十三号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最 大高潮時

砂の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒東経一三九度四九分二九・ 七八二九

- 点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒 の点(基
- 7 北緯三四度五三分四○・四九三八秒、東経一三九度四八分四○・八一七七秒の点
- ウ 北緯三四度五四分三二・三五二三秒、東経一三九度四九分四五・九八三八秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 業 哲 期				
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで				
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで				
	つのまた漁業	月 日から十 月 十 日まで				
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで				
第一種共同漁業	ひじき漁業	月 日から十 月三十 日まで				
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで				
	いわのり漁業	=				
	とさかのり漁業	月 日から十月三十 日まで				
	おにくさ漁業	月 日から十 月三十 日まで				
	とりあし漁業	=				

どらくな漁業	=
かき漁業	=
あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
らこれがし漁業	四月一日から八月十五日まで
さざえ無業	七月一日から翌年五月三十一日まで
だてこの無業	月 日から十 月三十 日まで
で に 無 業	=
いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
餌むし漁業	月 日から十 1月 1 十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 館山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町
- て 条件 なし

W6111+111

- 公示審号 共第三十三号
- 2 漁場の位置 館山市相浜から南房総市白浜町滝口に至る沖合
- 像によって囲まれた区域
 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ

砂の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九

) 砂の点(南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五○分三九・三四九六

南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五四分〇四・〇一八七秒、東経一三九度四八分二五・二五〇四秒の点(基点

- 南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五三分〇八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点(基点
- 南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五二分二二・五〇九八秒、東経一三九度四七分一三・四九七〇秒の点(基点
- 南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点) 、 北緯三四度五二分○九・七五六一秒、東経一三九度四八分一九・二四一〇秒の点(基点
- 南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点)
 才 北緯三四度五一分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点(基点
- 南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点)カ 北緯三四度五三分四一・九八〇四秒、東経一三九度五〇分五五・三六六七秒の点(基点
- 南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点)キ 北緯三四度五三分三〇・二五〇九秒、東経一三九度四九分三八・八四七九秒の点(基点
- 南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点)ケ 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点(基点
- ケ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点
- 南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点)コ 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

_			- / -	1.11	11 / 11	11	- 1.11	11 11 1	,	- 7 E 1-11				
架	É	洲	6	種	凝	悪	業	6	岙	称	無	洲	盐	華
紐	第一種共同漁業 いせえび漁業						(\leq \square	一日から翌年五		<i>(</i>			

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十五年八月三十一日まで
- の 関係地区 第山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町
- て 条件 なし

その三十四

- 公示審中 共第三十四中
- 2 漁場の位置 南房総市白浜町地先
- んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十七号の各点を順次に結
 - 秒の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九
 -) 砂の点(南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標仕基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五○分三九・三四九六
 - 、 砂の点(南房総市白浜町滝口と同市白浜町白浜との境界付近に設置した標柱基点南五十五号 北緯三四度五四分一四・五二九三秒、東経一三九度五二分五五・二三七九
 - 砂の点(南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標 鋲)基点南五十六号 北緯三四度五四分二六・四八三四秒、東経一三九度五四分四二・一七四一
 - 秒の点(南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱)基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇
 - ア 北緯三四度五四分三二・三五二三秒、東経一三九度四九分四五・九八三八秒の点
 - イ 北緯三四度五三分四○・四九三八秒、東経一三九度四八分四○・八一七七秒の点
 - 南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点(基点
 - 南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点) エ 北緯三四度五二分○九・七五六一秒、東経一三九度四八分一九・二四一〇秒の点(基点
 - 南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点)
 才 北緯三四度五一分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点(基点
 - 南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点)カ 北緯三四度五二分三一・二四一一秒、東経一三九度五三分〇八・三四九二秒の点(基点
 - 南五十六号から一五四度四八分三、五二〇メートルの点)キ 北緯三四度五二分四三・○八三五秒、東経一三九度五五分四一・一一六九秒の点(基点
 - 南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点)ケ 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	茶	類	業	盐	童	
	かじめ漁業		1 1 1	日から十二月1	11+1 =# \$	ر.	
	てんぐさ漁業		四月一日から十月三十一日まで				
	つのまた漁業		1 🖂 1	日から十二月1	11+1 == # \$	ر.	
第一種共同漁業	わかめ漁業		九月一日から翌年五月三十一日まで				
	ひじき漁業		1 🖂 1	日から十二月1	11+1 == # 1/3	יי	
	はばのり漁業		九月一	日から翌年五日	平111十 1 皿 4	まで	
	いわのり漁業			=			
	とさかのり漁業		11m1	目から九月十一	山目まで		

おにくち漁業	月 日から十 月三十 日まで
とりあし漁業	=
どらくさ漁業	=
はまぐり漁業	=
あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
とこれがし漁業	四月一日から八月十五日まで
さざえ無業	七月一日から翌年五月三十一日まで
だていの無業	月 日から十 月三十 日まで
で に 無 業	=
なまと漁業	=
餌むし漁業	Ε

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 南房総市白浜町
- マ 条件 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その三十五

- 公示審号 共第三十五号
- 2 漁場の位置 南房総市白浜町地先
- に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点南五十七号の各点を順次

秒の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九

秒の点(南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五〇分三九・三四九六

)

砂の点(南房総市白浜町滝口と同市白浜町白浜との境界付近に設置した標柱基点南五十五号 北緯三四度五四分一四・五二九三秒、東経一三九度五二分五五・二三七九

)

- 秒の点(南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標 鋲)基点南五十六号 北緯三四度五四分二六・四八三四秒、東経一三九度五四分四二・一七四一
- 秒の点(南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱)基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇
- ア 北緯三四度五四分三二・三五二三秒、東経一三九度四九分四五・九八三八秒の点
- イ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点
- 南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点(基点
- 南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点)エ 北緯三四度五三分三〇・二五〇九秒、東経一三九度四九分三八・八四七九秒の点(基点
- 南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点)
 才 北緯三四度五三分四一・九八〇四秒、東経一三九度五〇分五五・三六六七秒の点(基点
- 南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点)カ 北緯三四度五一分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点(基点
- 南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点)キ 北緯三四度五二分三一・二四一一秒、東経一三九度五三分〇八・三四九二秒の点(基点
- ク 北緯三四度五二分四三・○八三五秒、東経一三九度五五分四一・一一六九秒の点(基点

南五十六号から一五四度四八分三、五二〇メートルの点)

- 南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点)ケ 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	業	6	種	凝	漁	業	6	谷	苓	無	業	盐	類
無	1 種	半回	[漢]	*	5 \$	ヒえべ	無製の	<u>/</u>			一日から翌年五	月三十一日まで	,

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- o 関係地区 南民総市白浜町
- **7 条件 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。**

その三十六

- 1 公诉梅亭 共第三十六亭
- 2 漁場の位置 館山市洲崎から南房総市白浜町に至る地先
- と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線3

秒の点(館山市洲埼灯台中心点)基点南四十九号 北緯三四度五八分三一・四〇六三秒、東経一三九度四五分二六・八九八八

の点(館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱)基点南五十号 北緯三四度五七分五五・四七四〇秒、東経一三九度四五分一二・六〇四一秒

秒の点(館山市と南房総市との境界付近(トッツの鼻)に設置した標柱)基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九

/ 砂の点(南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五○分三九・三四九六

秒の点(南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱)基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇

- ア 北緯三四度五八分二九・九四九一秒、東経一三九度四六分〇・三七九一秒の点
- イ 北緯三四度五九分三四・四九五一秒、東経一三九度四五分五二・○八二五秒の点
- 南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点)ウ 北緯三四度五九分一三・八七二九秒、東経一三九度四四分〇三・七四八七秒の点(基点
- 南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点) 上緯三四度五七分三七・五二七〇秒、東経一三九度四三分五六・八三四七秒の点(基点
- 南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点) オ 北緯三四度五三分○八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点(基点
- 南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点)カ 北緯三四度五二分二二・五〇九八秒、東経一三九度四七分一三・四九七〇秒の点(基点
- 南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点)キ 北緯三四度五一分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点(基点
- 南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点)ケ 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊
	いさき固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	いなだ固定式刺し網漁業	=
	すずき固定式刺し網漁業	=

ひらめ固定式刺し網漁業	=
-------------	---

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町
- 。 7 条件 富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない

その三十七

- 公示審予 共第三十七号
- 2 漁場の位置 南房総市千倉町から白子に至る地先
- んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南五十七号、ア、イ、ウ、エ及び基点南六十四号の各点を順次に結

砂の点(南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱)基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇

秒の点(南房総市千倉町平磯と同市千倉町川日との境界付近に設置した標柱基点南五十九号 北緯三四度五六分二二・一二二九秒、東経一三九度五七分三二・六〇四三

)

住) 砂の点(南房総市千倉町北朝夷と同市千倉町瀬戸との境界付近に設置した標基点南六十一号 北緯三四度五八分〇三・五九七五秒、東経一三九度五七分三〇・六二六五

秒の点(南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱)基点南六十四号 北緯三五度○○分四五・○七○五秒、東経一三九度五八分四七・七七七五

- 南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点(基点
- 南五十九号から一三三度一九分二、五〇〇メートルの点) イ 北緯三四度五五分二六・三八二九秒、東経一三九度五八分四四・一九〇八秒の点(基点
- 南六十一号から九三度一〇分三、七〇〇メートルの点)ウ 北緯三四度五七分五六・七九〇一秒、東経一三九度五九分五六・二五八七秒の点(基点
- 南六十四号から一二一度一五分三、七〇〇メートルの点) エ 北緯三四度五九分四二・六一〇〇秒、東経一四○度○○分五二・四一二六秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁 業	6 1	名 菸	類	業	世	羅
	かじめ漁業			1 皿 1	日から十二月	ニニナー日まで	
	てんぐさ漁	業		四円一	日から十月二	十 目まで	
	つのまた漁	業		1 皿 1	目から十二月	(三十一日まで	
	わかめ漁業			九月一	日から翌年下		K
	ひじき漁業			1 皿 1	目から十二月	(三十一日まで	
	はばのり漁	業		九月一	日から翌年下		K
第一種共同漁業	いわのり領	業		n n			
一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	おにくさ漁	業		1 🖂 1	日から十二日	(三十一日まで	
	とりあし漁	業			=		
	どらくさ漁	業			=		
	かき漁業				=		
	はまぐり漁	業			=		
	あわび漁業			回用	目から九月十	正日まで	
	とこぶし漁	業		四月一	目から八月十	-正日まで	

	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ろに漁業	=
	なまこ漁業	=
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いなだ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	ひらめ固定式刺し網漁業	=

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 南房総市千倉町及び白子
- 7 条件
 - 一十倉漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- その三十八〇 固定式刺し網漁業は、定置漁具から干メートル以上離れて操業しなければならない。
 - 公示番号 共第三十八号
 - 2 漁場の位置 南房総市和田町地先
 - 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南六十四号、ア、イ及び基点南六十六号の各点を順次に結んだ線と

秒の点(南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱)基点南六十四号 北緯三五度○○分四五・○七○五秒、東経一三九度五八分四七・七七七五

秒の点(南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱)基点南六十六号 北緯三五度〇三分〇九・七三一六秒、東経一四〇度〇二分一四・七八〇三

- 点南六十四号から一二一度一五分三、七〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五九分四二・六一〇〇秒、東経一四○度〇〇分五二・四一二六秒 の点(基
- 南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点) イ 北緯三五度〇一分四〇・六〇二〇秒、東経一四○度〇三分一九・五八一八秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 呰 野		
	かじめ漁業	月 日から十 1月三十 日まで		
	てんぐち漁業	四月一日から十月三十一日まで		
	つのまた漁業	月 日から十 1月三十 日まで		
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで		
	ひじき漁業	月 日から十 月三十 日まで		
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで		
	いわのり漁業	=		
第一種共同漁業	おにくさ漁業	月 日から十 1月三十 日まで		
	とりあし漁業	=		
	どらくさ漁業	=		
	かき漁業	=		
	はまぐり漁業	=		
	ばい漁業	=		
	あわび漁業四月一日から九			
	とこなし漁業	四月一日から八月十五日まで		
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで		

	ばていら漁業	月 日から十 月三十 日まで
	なまこ漁業	<u> </u>
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	月 日から十 月三十 日まで
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十五年八月三十一日まで
- o 関係地区 南房総市和田町

て 条件

- 一 和田漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- 業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
 「」身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁

その三十九

- 1 公示審号 共第三十九号
- 2 漁場の位置 鴨川市江見外堀から太海に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南六十六号、ア、イ、ウ及び基点南六十八号の各点を順次に結んだ

秒の点(南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱)基点南六十六号 北緯三五度〇三分〇九・七三一六秒、東経一四〇度〇二分一四・七八〇三

砂の点(鴨川市江見青木と同市江見吉浦との境界付近に設置した標柱)基点南六十七号 北緯三五度○三分三一・四七四五秒、東経一四○度○四分一二・一一九九

秒の点(鴨川市太海と同市貝渚との境界付近に設置した標柱)基点南六十八号 北緯三五度○五分一六・四三二七秒、東経一四○度○六分○四・九八四六

- 南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点)ア 北緯三五度〇一分四〇・六〇二〇秒、東経一四○度○三分一九・五八一八秒の点(基点
- 南六十七号から一七五度一〇分二、四〇〇メートルの点) イ 北緯三五度〇二分一三・八四九八秒、東経一四○度○四分一九・八七五○秒の点(基点
- 南六十八号から一二一度三二分二、四〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度○四分三五・五一三二秒、東経一四○度○七分二五・六○三四秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の	名 称	無		盐	解
	かじめ漁業		1 =	目から十二月	十 日まで	
	てんぐな漁業		四月	目から十月 1-	← ↑ 目まで	
	つのまた漁業		1 皿	目から十二月	二十一 日まで	
	わかめ漁業		九月	一目から翌年五日	工111十一日また	,
	ひじき漁業		1 皿	日から十二月11	二十一日まで	
	はばのり漁業		九月	一日から翌年五日	工二十一 日また	,
第一種共同漁業	いわのり漁業			=		
を一条土に分割	おにくさ漁業		1 =	日から十二月11	二十一日まで	
	とりあし漁業			=		
	どらくさ漁業			=		
	ほんだわら漁	業		=		
	かき漁業			=		
	あわび漁業		四甲	一日から九月十五	エ目まで	
	とこぶし漁業		四甲	一日から八月十五	エ目まで	

ちざえ無業	七月一日から翌年五月三十一日まで
だていの後継	一月一日から十二月三十一日まで
なまと演業	<u> </u>
いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
餌むし海業	月 日から十 月三十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 見青木、江見吉浦、江見太夫崎、天面、太海浜及び太海。 関係地区 鴨川市江見外堀、西江見、東江見、江見西真門、江見東真門、江見内遠野、江
- て 条件 なし

その四十

- 公示審中 共第四十中
- 2 漁場の位置 鴨川市貝渚から東町に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南六十八号、ア、イ、ウ及び基点南七十一号の各点を順次に結んだ

砂の点(鴨川市太海と同市貝渚との境界付近に設置した標柱)基点南六十八号 北緯三五度○五分一六・四三二七秒、東経一四○度○六分○四・九八四六

の点(鴨川市広場地先の白旗神社の旗掛松石碑) 基点南七十号 北緯三五度○六分三九・六四八四秒、東経一四○度○六分二九・二一七六秒

秒の点(鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱)基点南七十一号 北緯三五度○七分一六・九○三四秒、東経一四○度○八分一一・九八六八

- 南六十八号から一二一度三二分二、四〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○四分三五・五一三二秒、東経一四○度○七分二五・六○三四秒の点(基点
- 南七十号から一三四度三、六〇〇メートルの点) イ 北緯三五度○五分一八・二四九五秒、東経一四○度○八分一一・一八七五秒の点(基点
- 南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度○六分一二・八二九三秒、東経一四○度○七分五九・三九四四秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 <u></u>	게
	かじめ漁業	月 日から十 月 三十 日まで	
	てんぐち漁業	四月一日から十月三十一日まで	
	つのまた漁業	1月 日から十 月三十 日まで	
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	ひじき漁業	1月 日から十 月三十 日まで	
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	いわのり漁業	=	
第一種共同漁業	おにくさ漁業	1月 日から十 月三十 日まで	
	とりあし漁業	=	
	どらくさ漁業	=	
	かき漁業	=	
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで	
	とこなし漁業	四月一日から八月十五日まで	
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで	
	ばていら漁業	1月 日から十 月三十 日まで	
	なまこ漁業	"	

いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町
- マ 条件 鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十一

- 公卡梅• 共第四十一中
- 2 漁場の位置 鴫川市籐村から東町に至る地先
- 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南六十九号、ア及び基点南七十号の一の各点を順次に結んだ線と最

砂の点(鴨川市磯村下魚見場に設置した標柱) 基点南六十九号 北緯三五度○五分三七・八九七三秒、東経一四○度○六分二六・一二四三

七秒の点(鴫川市夜長川に架かる松原橋下流端中央) 基点南七十号の一 北緯三五度○七分○八・○九一三秒、東経一四○度○七分三○・一九九

- 南七十号の一から一五四度一、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○六分三八・八八一七秒、東経一四○度○七分四七・四○八○秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	類	漁	継	6	谷	参	無	無	盐	賴
Jan D	Lerb 1 (Imil 11/ Im) and dail/				はま	はまぐり漁業					月 日から十 月 十 日まで		
到区	第一種共同漁業			だんべいきさご漁業							=		

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町
- マ 条件 鴨川漁港の泊地においては、船舶の船行を妨げてはならない。

その四十二

- -1 公示審导 共第四十二号
- 2 漁場の位置 鴫川市東町地先
- と最大高朝時毎岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南七十号の一、ア、イ及び基点南七十一号の各点を順次に結んだ線3

七秒の点(鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央) 基点南七十号の一 北緯三五度○七分○八・○九一三秒、東経一四○度○七分三○・一九九

砂の点(鳴川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した際柱)基点南七十一号 北緯三五度○七分一六・九○三四秒、東経一四○度○八分一一・九八六八

- 南七十号の一から一五四度一、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○六分三八・八八一七秒、東経一四○度○七分四七・四○八○秒の点(基点
- 南七十一号から一八九度一、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三五度○六分四四・八六六五秒、東経一四○度○八分○五・六八九九秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	凝	漁	継	6	谷	茶	類	業	盐	解
לחל	第一種共同漁業				はま	√°,	漁業	K		月 日から十 月三十 日まで			
和区					だ~	272	, WH	リシリ要	※		=		

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 関係地区 鳴川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場、東町、浜荻及び天津
- て 条件 なし

その四十三

- 1 公诉梅亭 共解四十三亭
- 2 漁場の位置 鴨川市浜荻から内浦に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の一、(ア)、(イ)、3 漁場の区域 次の基点南七十一号、ア、イ、ウ及び基点南七十三号の各点を順次に結んだ
 - れた区域を除く区域(ウ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
 - 秒の点(鴫川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱)基点南七十一号 北緯三五度○七分一六・九○三四秒、東経一四○度○八分一一・九八六八
 - 秒の点(鴫川市天津と同市内浦との境界付近に設置した標柱)基点南七十二号 北緯三五度○七分○五・四五一五秒、東経一四○度一○分五二・四二四九
 - 二一秒の点(鴨川市内浦字寄浦三番地先の千葉大学海洋バイオシステム基点南七十二号の一 北緯三五度○七分一六・七七六七秒、東経一四○度一一分○五・一七

研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱))

- 五八秒の点(鴨川市内浦字寄浦二番地に設置した標柱(第二標柱))基点南七十二号の二 北緯三五度○七分一一・三五七三秒、東経一四○度一一分○四・六四
- 七七秒の点(鴨川市内浦字寄浦一番地に設置した標柱(第三標柱))基点南七十二号の三 北緯三五度○七分○六・○二九五秒、東経一四○度一○分五九・三七
- 秒の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)基点南七十三号 北緯三五度○六分五五・四五九六秒、東経一四○度一二分四二・七九八七
- 南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○六分一二・八二九三秒、東経一四○度○七分五九・三九四四秒の点(基点
- 南七十二号から一七四度一、二〇〇メートルの点) イ 北緯三五度○六分二六・七○八四秒、東経一四○度一○分五七・二一三八秒の点(基点
- 七十三号から二〇○度五○分三、○○○メートルの点)ウ 北緯三五度○五分二四・五九八九秒、東経一四○度一二分○・二五二七秒の点(基点南
- 基点南七十二号の一から一二九度三〇分(磁針方位による。)一四二メートルの点)(ア) 北緯三五度○七分一三・八三三○秒、東経一四○度一一分○九・四八七三秒の点(
- 基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による。)一三五メートルの点)(イ) 北緯三五度(七分(七・六五(七秒、東経一四)度一一分(七・四八八二秒の点(
- 基点南七十二号の三から一一二度五五分(磁針方位による。)九三メートルの点)(ウ) 北緯三五度(七分)四・八四四六秒、東経一四)度一一分(二・七五五八秒の点(
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	茶	無	₩	盐	期
	かじめ漁業		一田	目から十二月1	ニナー日まで	
	てんぐさ漁業		四月	目から十月三-	十一日まで	
	つのまた漁業		1 页	目から十二月1	11十一日まで	
	わかめ漁業		九月 .	一日から翌年五日	月111十一日まで	
	ひじき漁業		1 页	目から十二月1	11十一日まで	
第一種共同漁業	はばのり漁業		九月 .	一日から翌年五日	月111十一日まで	
	いわのり漁業			=		
	おにくさ漁業		1 页	目から十二月1	11十一日まで	
	とりあし漁業			=		
	どらくさ漁業			=		
	ほんだわら漁業			=		

	とこぶし漁業あわび漁業あおのり漁業	四月一日から八月十五日まで四月一日から九月十五日まで九月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで七月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	
	いせえび漁業なまと漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで『
	餌むし漁業	月 日から十 月三十 日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	月 日から十二月三十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 鴫川市東町、浜荻、天津、内浦及び小湊
- て条件 天津漁港及び小湊漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十四

- 公示審号 共第四十回号
- 2 漁場の位置 南房総市和田町から鴨川市に至る地先
- (イ)、(ウ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによに結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の一、(ア)、3 漁場の区域 次の基点南六十四号、ア、イ、ウ、エ、才及び基点南七十三号の各点を順次

って囲まれた区域を徐く区域

- 秒の点(南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱)基点南六十四号 北緯三五度○○分四五・○七○五秒、東経一三九度五八分四七・七七七五
- 砂の点(南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱)基点南六十六号 北緯三五度〇三分〇九・七三一六秒、東経一四〇度〇二分一四・七八〇三
- 秒の点(鴨川市江見青木と同市江見吉浦との境界付近に設置した標柱)基点南六十七号 北緯三五度○三分三一・四七四五秒、東経一四○度○四分一二・一一九九
- の点(鴨川市広場地先の白旗神社の旗掛松石碑) 基点南七十号 北緯三五度○六分三九・六四八四秒、東経一四○度○六分二九・二一七六秒
- 二一秒の点(鴨川市内浦字寄浦三番地先の干葉大学海洋バイオシステム基点南七十二号の一 北緯三五度○七分一六・七七六七秒、東経一四○度一一分○五・一七

研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱))

- 五八秒の点(鴨川市内浦字寄浦二番地に設置した標柱(第二標柱))基点南七十二号の二 北緯三五度○七分一一・三五七三秒、東経一四○度一一分○四・六四
- 七七秒の点(鴨川市内浦字寄浦一番地に設置した標柱(第三標柱))基点南七十二号の三 北緯三五度○七分○六・○二九五秒、東経一四○度一○分五九・三七
- 砂の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)基点南七十三号 北緯三五度○六分五五・四五九六秒、東経一四○度一二分四二・七九八七
- 南六十四号から一二一度一五分三、七〇〇メートルの点)ア 北緯三四度五九分四二・六一〇〇秒、東経一四○度○○分五二・四一二六秒の点(基点
- 南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点) イ 北緯三五度〇一分四〇・六〇二〇秒、東経一四○度〇三分一九・五八一八秒の点(基点
- 南六十七号から一七五度一〇分二、四〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度〇二分一三・八四九八秒、東経一四○度○四分一九・八七五○秒の点(基点
- エ 北緯三五度○五分○六・九四二二秒、東経一四○度○八分二五・三四五六秒の点(基点

南七十号から一三四度四、一〇〇メートルの点)

- 南七十三号から二〇○度五○分五、六〇〇メートルの点) オ 北緯三五度○四分○五・八四九一秒、東経一四○度一一分二三・四〇〇八秒の点(基点
- 基点南七十二号の一から一二九度三〇分(磁針方位による。)一四二メートルの点)(ア) 北緯三五度○七分一三・八三三○秒、東経一四○度一一分○九・四八七三秒の点(
- 基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による。)一三五メートルの点)(イ) 北緯三五度○七分○七・六五○七秒、東経一四○度一一分○七・四八八二秒の点(
- 基点南七十二号の三から一一二度五五分(磁針方位による。)九三メートルの点)(ウ) 北緯三五度○七分○四・八四四六秒、東経一四○度一一分○二・七五五八秒の点(
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	凝	無	辮	6	谷	称	無	₩	盐	華		
いちを固定式型-							4式刺,	し網漁	洲	1 1 1	目から十二日	ç111+1 ш	# F		
					24	だ固定	4式刺	し網漁	業	=					
無1	第二種共同漁業			to #0	き国宝	4式刺,	し網漁	洲	=						
					20	お国金	4式刺,	し網漁	洲		=	:			
				かに	国定式	刺し	湘漁業		=						

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 南房総市和田町及び鴨川市
- 、船舶の航行を妨げてはならない。 7 条件 和田漁港の航路及び泊地並びに鴨川漁港、天津漁港及び小湊漁港の泊地においては

その四十五

- -1 公示審号 共第四十五号
- 2 漁場の位置 勝浦市大沢から吉尾に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南七十三号、ア、イ、ウ及び基点南七十五号の各点を順次に結んだ

秒の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)基点南七十三号 北緯三五度○六分五五・四五九六秒、東経一四○度一二分四二・七九八七

秒の点(勝浦市吉尾と同市松部との境界付近に設置した標柱)基点南七十五号 北緯三五度○八分一四・九○七七秒、東経一四○度一七分二八・七八一二

- 七十三号から二〇○度五○分三、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○五分二四・五九八九秒、東経一四○度一二分○・二五二七秒の点(基点南
- イ 北緯三五度○六分四四・六九九六秒、東経一四○度一八分○八・五三○四秒の点
- 南七十五号から一一四度九〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度○八分○二・九○四六秒、東経一四○度一八分○一・一九三五秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	参	無	業	盐	期		
	かじめ漁業		月 日から十 月三十 日まで					
	てんぐさ漁業		四月一日から十月三十一日まで					
	つのまた漁業		月 日から十 月 三十 日まで					
	わかめ漁業		九月一日から翌年五月三十一日まで					
第一種共同漁業	ひじき漁業		1 皿 1	日から十二月	111十一日まで			
	はばのり漁業		九月一日から翌年五月三十一日まで					
	いわのり漁業		=					
	ほんだわら漁業		1 円 1	目から十二月	111十一日まで			

	あおのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	=
	なまこ漁業	=
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 勝浦市大沢、浜行川、興津、守谷、鵜原及び吉尾
- 置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定

その四十六

- 公示審号 共第四十六号
- 2 漁場の位置 勝浦市松部から部原に至る地先
- みだ線と最大高期時毎岸線とによって囲まれた区域 3 漁場の区域 次の基点南七十五号、ア、イ、ウ、エ及び基点南七十八号の各点を順次に結

秒の点(勝浦市吉尾と同市松部との境界付近に設置した標柱)基点南七十五号 北緯三五度○八分一四・九○七七秒、東経一四○度一七分二八・七八一二

砂の点(勝浦市勝浦二四七番地竹田場旧鳴海荘跡地内の与謝野晶子歌碑)基点南七十六号 北緯三五度○八分二三・三一八九秒、東経一四○度一八分五○・五三八九

穴)) 砂の点(勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱(通称海岸崖の基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四○度二○分三六・一五七四

- 南七十五号から一一四度九〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○八分○二・九○四六秒、東経一四○度一八分○一・一九三五秒の点(基点
- イ 北緯三五度○六分四四・六九九六秒、東経一四○度一八分○八・五三○四秒の点
- 南七十六号から一五五度七、六三五メートルの点)ウ 北緯三五度○四分三八・二四三七秒、東経一四○度二○分五六・五九五一秒の点(基点
- 南七十八号から一三三度一〇分一〇、〇〇〇メートルの点)エ 北緯三五度○六分三六・五○八三秒、東経一四○度二五分二二・八○五五秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	粹	類	業	盐	華			
	かじめ漁業		月 日から十 月三十 日まで						
	てんぐさ漁業		四月一日から十月三十一日まで						
	つのまた漁業		1 円 1	目から十二月	11十一日まで				
	わかめ漁業		九月一日から翌年五月三十一日まで						
第一種共同漁業	ひじき漁業		1月 日から十 月三十 日まで						
	はばのり漁業		九月	日から翌年五	月111十一日まり	5			
	いわのり漁業			=======================================					
	ほんだわら漁業		1 円 1	日から十二月	二十一 日まで				
	あおのり漁業		九月一日から翌年五月三十一日まで						

を なび 魚 業	四月一日から九月十五日まで
とこれがし無業	四月一日から八月十五日まで
さざえ無業	七月一日から翌年五月三十一日まで
ばている衝辮	月 日 参 心 十 1 月 三 十 1 日 美 で
かに 魚業	
なまと演業	<u> </u>
いせんび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たと海業	1月 日於心十 月三十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- G 関係地区 勝浦市松部、串浜、浜勝浦、勝浦、墨名、出水、川津、沢倉、新官及び部原
- マ条件 勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十七

- -1 公示審中 共第四十七中
- 2 漁場の位置 勝浦市地先
- 線と最大高削時海岸線とによって囲まれた区域
 る漁場の区域 次の基点南七十三号、ア、イ、ウ及び基点南七十八号の各点を順次に結んだ

秒の点(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)基点南七十三号 北緯三五度○六分五五・四五九六秒、東経一四○度一二分四二・七九八七

秒の点(勝浦市勝浦二四七番地竹田場旧鳴海荘跡地内の与謝野晶子歌碑)基点南七十六号 北緯三五度○八分二三・三一八九秒、東経一四○度一八分五○・五三八九

穴)) 砂の点(勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱(通称海岸崖の基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四○度二○分三六・一五七四

- 七十三号から二〇○度五○分三、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○五分二四・五九八九秒、東経一四○度一二分○・二五二七秒の点(基点南
- 南七十六号から一五五度二、六三五メートルの点) イ 北緯三五度○七分○五・六四四九秒、東経一四○度一九分三四・○六五一秒の点(基点
- 南七十八号から一三三度一〇分四、一〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度○八分四八・二八四二秒、東経一四○度二二分三三・七三五八秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

熊 猠	€ 6	種	類	無	業	6	松	称	無	業	盐	羅
無118	型 井區	J 油(2	J11V	24	だ固定	4式刺,	し網漁	洲	1 町	日から十二	〒111十1 □	:#F
श्चिर । । ५	#\ H\ U	1 7% 7	41 <u></u> K	20	学国金	4式刺,	し網漁	継			=	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 9 関係地区 勝浦市
- を条件 勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十八

- 1 公示番号 共第四十八号
- 2 漁場の位置 夷隅郡御宿町地先
- 線と最大高期時毎岸線とによって囲まれた区域
 る 漁場の区域 次の基点南七十八号、ア、イ及び基点南七十九号の一の各点を順次に結んだ

穴)) 砂の点(勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱(通称海岸崖の基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四○度二○分三六・一五七四 ○一秒の点(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四○度二二分五六・七八

- 南七十八号から一三三度一〇分一〇、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○六分三六・五○八三秒、東経一四○度二五分二二・八○五五秒の点(基点
- 南七十九号の一から一一二度九分一一、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三五度○九分一七・五八一〇秒、東経一四○度二九分三八・四三一八秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	
	かじめ漁業	月 日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	月 日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	月 日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	月 日から十 月三十 日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 夷隅郡御宿町
- て 条件 なし

その四十九

- 公示審号 共第四十九号
- 2 漁場の位置 夷隅郡御宿町地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南七十八号、ア、イ及び基点南七十九号の一の各点を順次に結んだ

た)) 砂の点(勝浦市と夷陽郡御宿町との境界付近に設置した標柱(通称海岸崖の基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四○度二○分三六・一五七四

○一秒の点(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した際住)基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四○度二二分五六・七八

- 南七十八号から一三三度一〇分四、一〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○八分四八・二八四二秒、東経一四○度二二分三三・七三五八秒の点(基点
- 南七十九号の一から一一二度九分四、〇〇〇メートルの点) イ 北緯三五度一〇分四四・五四六八秒、東経一四○度二五分二二・八七九〇秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の)種	類	漁	業	6	谷	茶	漁	業	盐	無
1m2 + 1 4m4 11/	4111/	24 (1	固定式	対刺し	網漁業	<u>'</u>	月 日から十 月三十 日まで				
第二種土	みらめ固定式刺し網漁業 りらめ固定式刺し網漁業								E		

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 夷隅郡御宿町
- て 条件 なし

その五十

- 公示審导 共解五十号
- 2 漁場の位置 いずみ市地先
- んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ、エ及び基点北一号の各点を順次に結

○一秒の点(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四○度二二分五六・七八

の点(いずみ市岩船と同市大原との境界付近に設置した標柱) 基点南八十号 北緯三五度一三分○五・三四八四秒、東経一四○度二三分四二・四三一六秒

点(いずみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱)基点北一号 北緯三五度一九分四六・六○九七秒、東経一四○度二三分四九・五五○二秒の

- 南七十九号の一から一一二度九分一一、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度○九分一七・五八一〇秒、東経一四○度二九分三八・四三一八秒の点(基点
- 南八十号から一〇五度二八分の延長線上の点) イ 北緯三五度一一分一七・七六八六秒、東経一四○度三一分二四・七六九八秒の点(基点
- ウ 北緯三五度一二分○七・三○二六秒、東経一四○度三五分三四・五三八四秒の点
- 北一号から八四度二三、〇〇〇メートルの点)エ 北緯三五度二〇分五九・四五三八秒、東経一四○度三八分五六・〇四六六秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	茶	魚	**	世	攋
	かじめ漁業		1 🖂	日から十二月1	二十一日まで	
	てんぐち漁業		四月	目から十月 1-	├ 1 日まで	
	つのまた漁業		1 🖂	目から十二月1	11+1 =#6	
	わかめ漁業		九月	一目から翌年五日	111十一日また	,
	ひじき漁業		1 🖂	目から十二月	11+1 =#6	
第一種共同漁業	いわのり漁業		九月	一目から翌年五日	111十一日また	,
	かき漁業		1 🖂	目から十二月	11+1 =#1	
	あわび漁業		四月	一目から九月十五	エ目まで	
	とこなし漁業		四月	一目から八月十五	エ目まで	
	さざえ漁業		七月	一目から翌年五日	111十一日まで	,
	いせえび漁業		\preceq E	一日から翌年五日	111十一日まで	,

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 いずみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町
- ス原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十一

- 1 公诉梅亭 共解五十一亭
- 2 漁場の位置 いずみ市地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ及び基点北一号の各点を順次に結んだ

) 七八○一秒の点(東陽郡御宿町といずみ市との境界付近に設置した標柱基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四○度二二分 五六・

大砂の点(いすみ市岩船と同市大原との境界付近に設置した標柱)基点南八十号 北緯三五度一三分○五・三四八四秒、東経一四○度二三分四二・四三一

基点北一号 北緯三五度一九分四六・六〇九七秒、東経一四〇度二三分四九・五 五〇二

秒の点 (いずみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱)

- 南七十九号の一から一一二度九分四、〇〇〇メートルの点)ア 北緯三五度一〇分四四・五四六八秒、東経一四○度二五分二二・八七九〇秒の点(基点
- 南八十号から一〇五度二八分六、三〇〇メートルの点)イ 北緯三五度一二分○九・六四九九秒、東経一四○度二七分四二・一〇七八秒の点(基点
- 北一号から八四度一〇、〇〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度二〇分一八・五一三八秒、東経一四○度三〇分二三・六二七四秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	類	漁	業	0	谷	奉	漁	業	盐	華
無1	種	# 10	[無]	*	20	め国会	1式刺	し網漁	業	1 町	目から十二	皿111十1	こまで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 いずみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町
- マ 条件 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十二

- 公示審导 共第五十二号
- 2 漁場の位置 長生郡一宮町から白子町に至る地先
- 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点北一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点北五号の各点を順次に結んだ

点(いずみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱)基点北一号 北緯三五度一九分四六・六〇九七秒、東経一四○度二三分四九・五五〇二秒の

点(長生郡白子町と大網白里市との境界付近に設置した標柱)基点北五号 北緯三五度二八分一八・九○一六秒、東経一四○度二四分五三・四一三一秒の

- 北一号から八四度一、五〇〇メートルの点)ア 北緯三五度一九分五一・四一八二秒、東経一四○度二四分四八・六五六六秒の点(基点
- イ 北緯三五度二二分五九・六四八八秒、東経一四〇度二四分二六・六六四一秒の点
- り 北緯三五度二四分五七・四七○○秒、東経一四○度二四分三六・七六四七秒の点
- エ 北緯三五度二六分三八・九七〇九秒、東経一四〇度二五分〇四・三〇〇一秒の点
- 北五号から一一九度五〇分一、四七〇メートルの点)才 北緯三五度二七分五四・九二五四秒、東経一四○度二五分四三・八二○五秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 					
	はまぐり漁業	月 日から十 月三十 日まで					
	こたまがい漁業	=					
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業	=					
	いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで					
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	月 日から十二月三十一日まで					

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 長生郡一宮町、長生村及び白子町
- て 条件 なし

その五十三

- 公示審号 共第五十三号
- 2 漁場の位置 大網白里市から山武郡横芝光町屋形に至る地先
- 次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点北五号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点北十一号の各点を順

- 点(長生郡白子町と大綱白里市との境界付近に設置した標柱)基点北五号 北緯三五度二八分一八・九○一六秒、東経一四○度二四分五三・四一三一秒の
- の点(山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱)基点北十一号 北緯三五度三六分四二・三五九一秒、東経一四○度三二分○九・○八四六秒
- 基点北五号から一一九度五〇分一、四七〇メートルの点)ア 北緯三五度二七分五四・九二五四秒、東経一四○度二五分四三・八二○五秒 の点(
- イ 北緯三五度二九分二六・二四七五秒、東経一四○度二六分三八・六三三一秒の点
- ウ 北緯三五度三○分四二・九三八八秒、東経一四○度二七分二六・三五二四秒の点
- エ 北緯三五度三二分一八・六五八八秒、東経一四〇度二八分四八・八七五〇秒の点
- オ 北緯三五度三四分一二・二〇一二秒、東経一四〇度三〇分三一・四〇三四秒の点
- カ 北緯三五度三五分三三・六五九五秒、東経一四〇度三二分〇九・六九六九秒の点
- 北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点)キ 北緯三五度三六分○五・四八九二秒、東経一四○度三二分四七・九九二二秒の点(基点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 時 期				
	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで				
第一種共同漁業	こたまがい漁業	E				
	だんべいきさご漁業	E				
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで				

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 北清水、末戸、蓮沼平、蓮沼レ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ、蓮沼ホ並びに山武郡横芝光町屋形及びら、関係地区 大網白里市、山武郡九十九里町、山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松
- 7 条件 片貝漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十回

- 1 公示審号 共第五十回号
- 2 漁場の位置 山武郡横芝光町木戸から旭市下永井に至る地先
- だ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域の 漁場の区域 次の基点北十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点北十四号の各点を順 次に結ん
 - 秒の点(山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱)基点北十一号 北緯三五度三六分四二・三五九一秒、東経一四○度三二分○九 ・○八四六
 - の点(匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸碑中央点)基点北十二号 北緯三五度四○分二○・七一七六秒、東経一四○度三七分二六・八七四三秒
 - の点(旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標 錠)基点北十三号 北緯三五度四一分五三・三二〇〇秒、東経一四○度四一分○八・○五七八秒
 - の点(旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端) 基点北十四号 北緯三五度四一分三六・二二二四秒、東経一四○度四三分二六・一三八八秒
 - 北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点)ア 北緯三五度三六分○五・四八九二秒、東経一四○度三二分四七・九九二二秒の点(基点
 - 北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点)イ 北緯三五度三九分四一・一九四〇秒、東経一四○度三八分〇一・六八一〇秒の点(基点
 - 北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度四一分〇四・七八八五秒、東経一四○度四一分○三・五五三二秒の点(基点
 - エ 北緯三五度四一分一三・二五九七秒、東経一四○度四二分三三・五三六四秒の点(基点

北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

· % / 11/1 O HE #	ミルシェンの言い	\ <u>H</u> +\	
漁業の種類	漁業の名称	熊 熊 哲 田	别
	かき漁業	月 日から十 月三十 日まで	
	はまぐり漁業	=	
第一種共同漁業	こたまがい漁業	=	
	うばがい漁業	=	
	だんべいきさご漁業	=	
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	月 日から十 月三十 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら関係地区 山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市
- て 条件 なし

その五十五

- 公示審导 共第五十五中
- 2 漁場の位置 旭市地先
- 大高朝時毎岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点北十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最

の点(匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸碑中央点)基点北十二号 北緯三五度四○分二○・七一七六秒、東経一四○度三七分二六・八七四三秒

の点(旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標 鋲)基点北十三号 北緯三五度四一分五三・三二〇〇秒、東経一四○度四一分○八・○五七八秒

の点(旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端) 基点北十四号 北緯三五度四一分三六・二二二四秒、東経一四○度四三分二六・一三八八秒

- 点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点)ア 北緯三五度四一分一三・二五九七秒、東経一四○度四二分三三・五三六四秒の 点(基
- 北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点)イ 北緯三五度四一分〇四・七八八五秒、東経一四○度四一分○三・五五三二秒の点(基点
- 北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点)ウ 北緯三五度三九分四一・一九四〇秒、東経一四○度三八分〇一・六八一〇秒の点(基点
- 北十二号から一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点)エ 北緯三五度三八分○八・九六一五秒、東経一四○度三九分二二・八五九八秒の点(基点
- オ 北緯三五度三九分四〇・五九五一秒、東経一四〇度四七分三五・六六九一秒の点
- 川河口中心点) カ 北緯三五度四一分五二・四七九八秒、東経一四○度四五分三九・八七五五秒の点(磯見
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

			-/-	. 4017	· .	VIV	- 1111	// //	/ , - //-	- APA C 1111 -				
	漁	継	6	種	類	漁	業	6	谷	称	漁	洲	盐	朔
	第一種共同漁業 かき漁業 を 意味を								日から翌年正日から十二日					
Ī	無1	1種	# [2漁:	継	雑句	(固定	式刺-	の網漁	渊	1 m 1	日から十二日	қ111 <u>+</u> 1 ш.	まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- ら 関係地区 山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市
- て 条件 なし

その五十六

- 公示審号 共第五十六号

- 2 漁場の位置 銚子市小浜町から春日町に至る地先
- て囲まれた区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ
 - 川河口中心点)ア 北緯三五度四一分五二・四七九八秒、東経一四○度四五分三九・八七五五秒の点(磯見
 - イ 北緯三五度四〇分三三・三五二六秒、東経一四〇度四六分四九・三六四三秒の点
 - り 北緯三五度四一分一五·八六三九秒、東経一四○度四九分四七·八九九一秒の点
 - エ 北緯三五度四二分五二・七三九八秒、東経一四○度四九分三六・二八三二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 業 哲 5	滑
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで	
	つのまた漁業	月 日から十二月三十一日まで	
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
	ひじき漁業	月 日から十二月三十一日まで	
	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで	
第一種共同漁業	おにくさ漁業	月 日から十二月三十一日まで	
	どらくさ漁業	=	
	ふのり漁業	=	
	かき漁業	=	
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで	
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで	
	いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで	
	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- び懐根市飯岡、岩崎、上永井、行内、権田沼新田、三川、下永井、萩園、塙、平松、狢野、八木及ら、関係地区(銚子市名洗町、大若、外川町、長崎町、大吠崎、君ケ浜及び海鹿島町並びに旭
- て 条件 なし

その五十七

- 公示審中 共第五十七中
- 2 漁場の位置 銚子市西小川町から川口町に至る地先
- の点 (銚子市大若地先神の海老島中心点) 基点北十七号 北緯三五度四一分四八・五一九八秒、東経一四○度五○分二四・○一八九秒及び (イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点北十七号の一、基点北十七号、(ア)3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点北二十二号の各点を順次 に結んだ線
 - 人砂の点(銚子市名洗港大若堤坊の基部中心点) 基点北十七号の一 北緯三五度四一分五三・九九六二秒、東経一四○度五○分四四・八九二
 - 三秒の点(銚子市犬吠埼灯台中心点) 基点北十八号のニ 北緯三五度四二分二八・三九○六秒、東経一四○度五二分○六・六二九
 - 砂の点(銚子市川口町二丁目の千人塚海難漁民慰霊塔) 基点北二十二号 北緯三五度四四分三四・一七四六秒、東経一四○度五一分二一・一八○六
- ア 北緯三五度四二分五二・七三九八秒、東経一四〇度四九分三六・二八三二秒の点

- イ 北緯三五度三九分五五・一三三六秒、東経一四○度四九分五七・五七三六秒の点
- ウ 北緯三五度四○分二七・四二四二秒、東経一四○度五三分四六・八五二六秒の点(基点 北十八号の二から一四五度二〇分四、五〇〇メートルの点)
- エ 北緯三五度四五分一一・六一八二秒、東経一四〇度五三分四七・〇一六〇秒の点
- 才 北緯三五度四五分一二・七五九一秒、東経一四○度五一分三五・六七二二秒の点
- カ 北緯三五度四四分五二・一四九九秒、東経一四○度五一分二三・九六四○秒の点
- (ア) 北緯三五度四一分四五・七一五四秒、東経一四○度五〇分一五・三二六八秒の点(基点北十七号から二四七度五〇分二三五メートルの点)
- 北緯三五度四二分一一・八六六八秒、東経一四〇度五〇分三一・二五六〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無 業 哲 類
	かじめ漁業	月 日から十 月三十 日まで
	てんぐれ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	月 日から十 月三十 日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	月 日から十 月三十 日まで
	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	おにくさ漁業	月 日から十 1月三十 日まで
第一種共同漁業	どらくさ漁業	=
	ふのり漁業	=
	かき漁業	=
	うばがい漁業	=
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	いせえび漁業	人月一日から翌年五月三十一日まで
	たこ漁業	月 日から十 月三十 日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	月 日から十 1月 1 1 1 1 1 1 1 1

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十五年八月三十一日まで
- 9 関係地区 銚子市
- マ条件 銀子漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十八

- 公示審号 区第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点
 - イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三○一秒、東経一三九度五六分二七・三九○九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分○六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	継	0	種	凝	無	業	6	名	称	無	洲	盐	羅
無	1 種	国区	1無	*	62	養殖業	脒			八月1	1十日から翌年	四月三十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市

8 条件 なし

その五十九

- 公示審号 区第二号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - イ 北緯三五度三八分二九・七○四七秒、東経一三九度五六分五七・四○二一秒の点
 - 々 北緯三五度三八分三四・○一八五秒、東経一三九度五七分一二・六九三八秒の点
 - エ 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	類	漁	無	6	谷	茶	漁	業	世	対
無	1 種	国国	[栗]	\mathbb{H}	0	養殖業	**			人 男	一十日から翌年四	山月三十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

その六十

- 公示審号 区第三号
- 2 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東ニ丁目地先
- 域を除く区域ら(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区ら(ア)、(イ)、(ウ)、(ウ)、(エ)及び「の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域か
 - ア 北緯三五度二六分三四・○四六五秒、東経一三九度五六分五五・四四一○秒の点
 - イ 北緯三五度二八分○四・二○五○秒、東経一三九度五六分五九・二五八○秒の点
 - り 北緯三五度二七分四八・六○七二秒、東経一三九度五五分三七・○二一八秒の点
 - エ 北緯三五度二六分三三・四五四五秒、東経一三九度五五分五六・〇三二七秒の点
 - (ア) 北緯三五度二七分二八・二〇六五秒、東経一三九度五六分五七・七三三七秒の点
 - (イ) 北緯三五度二七分四四・七四六四秒、東経一三九度五六分五八・四三四〇秒の点
 - (ウ) 北緯三五度二七分四〇・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三〇三二秒の点
 - (エ) 北緯三五度ニ七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	ू	漁	無	6	名	泰	漁	無	盐	華
無	1 種	ME	[無]	*	62	養殖業	胀			人 男1	一十日から翌年下	五月二十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 牛込の区域に限る。) 7 関係地区 木更津市牛込、金田東二丁目(旧牛込の区域に限る。)及び金田東三丁目(旧
- 8 条件 なし

その六十二

- 公示番号 区第四号
- 2 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東ニ丁目地先
- 域を除く区域 ら (ア)、 (イ)、 (ウ)、 (エ)及び (ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 β場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域か

- ア 北緯三五度二六分三四・○四六五秒、東経一三九度五六分五五・四四一○秒の点
- イ 北緯三五度二八分〇四・二〇五〇秒、東経一三九度五六分五九・二五八〇秒の点
- ウ 北緯三五度二七分四八・六○七二秒、東経一三九度五五分三七・○二一八秒の点
- エ 北緯三五度二六分三三・四五四五秒、東経一三九度五五分五六・○三二七秒の点
- (ア) 北緯三五度二七分二八・二〇六五秒、東経一三九度五六分五七・七三三七秒の点
- (イ) 北緯三五度二七分四四・七四六四秒、東経一三九度五六分五八・四三四〇秒の点
- (ウ) 北緯三五度二七分四○・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三○三二秒の点
- (エ) 北緯三五度ニセ分ニ三・六ニセハ秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	ू	漁	業	6	殆	茶	漁	洲	盐	華
無	1 種	ME	[無]	*	和去	<u>#۲</u>	式養殖	無		1 5	目から十二月二	十 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 回別漁業権又は団体漁業権の別回別漁業権
- て 条件 なし

その六十二

- 公示審号 区第五号
- 2 漁場の位置 木更津市金田東ニ丁目から畔戸に至る地先
- 点を順次に結んだ線と最大高期時毎岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点東二十八号の各

五秒の点(木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した標録) 基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七 ・〇七七

砂の点(木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱)基点東ニ十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八

- ア 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点
- イ 北緯三五度二七分二二・六九四五秒、東経一三九度五三分五五・四九○三秒の点
- ウ 北緯三五度二六分○七・四七四○秒、東経一三九度五二分二八・一一六四秒の点
- エ 北緯三五度二五分五二・二二八四秒、東経一三九度五二分一二・七四三四秒の点
- 才 北緯三五度二四分○四・八四八五秒、東経一三九度五一分五一・九九七九秒の点
- カ 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点
- キ 北緯三五度二五分二二・五一五八秒、東経一三九度五三分三九・四八六二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	継	6	種	凝	漁	継	6	谷	泰	漁	業	世	期
無	種	ME	無調	*	60	養殖	胀			人月1	一十日から翌年	五月二十日まで	

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- び眸戸目(旧中島の区域に限る。)、金田東四丁目、金田東五丁目、金田東六丁目、中島、瓜倉及7間保地区 木更津市金田東一丁目、金田東二丁目(旧中島の区域に限る。)、金田東三丁
- 8 条件 なし

その六十三

- 公示審号 区第六号
- 2 漁場の位置 木更津市久津間から新港に至る地先
- チ、ツ、テ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、

- ア 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点
- イ 北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経一三九度五二分四六・九一九二秒の点
- ウ 北緯三五度二四分○四・八四八五秒、東経一三九度五一分五一・九九七九秒の点
- エ 北緯三五度二二分四一・六〇五三秒、東経一三九度五一分四一・〇一二三秒の点
- オ 北緯三五度二二分四〇・七七二〇秒、東経一三九度五三分一五・三六五四秒の点
- カ 北緯三五度二二分四八・一八四四秒、東経一三九度五三分五二・九二二八秒の点
- キ 北緯三五度二二分四七・九五七九秒、東経一三九度五四分〇二・〇一八八秒の点
- ク 北緯三五度二三分〇二・○六一五秒、東経一三九度五四分三五・九九七四秒の点
- ケ 北緯三五度二三分○七・三○七○秒、東経一三九度五四分三〇・九九四四秒の点
- コ 北緯三五度二三分二九・四五三九秒、東経一三九度五四分一一・七二九二秒の点
- サ 北緯三五度二三分四三・一三〇五秒、東経一三九度五四分〇五・九一七四秒の点
- ◇ 北緯三五度二三分四一・四○九五秒、東経一三九度五四分○一・三○○六秒の点
- ス 北緯三五度二三分三〇・二二〇五秒、東経一三九度五三分一一・五九九一秒の点
- セ 北緯三五度二三分三四・二五二二秒、東経一三九度五三分○九・五五八九秒の点
- ソ 北緯三五度二三分四三・四五八六秒、東経一三九度五三分三六・八九三〇秒の点
- タ 北緯三五度二三分四七・一一四四秒、東経一三九度五三分三五・○五六七秒の点
- チ 北緯三五度二三分三七・九〇四一秒、東経一三九度五三分〇七・七一〇九秒の点
- ツ 北緯三五度二三分三九・一五二一秒、東経一三九度五三分○七・○七九四秒の点
- テ 北緯三五度二四分〇一・四六八九秒、東経一三九度五三分四四・五九二九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	類	漁	洲	6	谷	茶	無	無	盐	華
無	一種	国区	無事	*	62	養殖	脒			人月1	一十日から翌年下	五月二十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝渕7 関係地区 木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新
- 8 条件 なし

その六十回

- 公示審导 区第七号
- 2 漁場の位置 木更津市江川地先
- よって囲まれた区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線に3
 - ア 北緯三五度二四分〇一・四六八九秒、東経一三九度五三分四四・五九二九秒の点
 - イ 北緯三五度二三分三九・一五二一秒、東経一三九度五三分○七・○七九四秒の点
 - り 北緯三五度二三分三七・九○四一秒、東経一三九度五三分○七・七一○九秒の点
 - エ 北緯三五度二三分四七・一一四四秒、東経一三九度五三分三五・○五六七秒の点
 - 才 北緯三五度二三分四三・四五八六秒、東経一三九度五三分三六・八九三〇秒の点
 - カ 北緯三五度二三分三四・二五二二秒、東経一三九度五三分○九・五五八九秒の点
 - キ 北緯三五度二三分三〇・二二〇五秒、東経一三九度五三分一一・五九九一秒の点
 - ク 北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分〇一・三〇〇六秒の点
 - ケ 北緯三五度二三分四三・一三〇五秒、東経一三九度五四分〇五・九一七四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊
第一種区面漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- て 条件 なし

その六十五

- 公示番号 区第八号
- 2 漁場の位置 木更津市吾妻地先
- 3 漁場の区域 汝のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順汝に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度二三分一七・四一一四秒、東経一三九度五四分四三・五八三八秒の点
 - イ 北緯三五度二三分一七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点
 - ゟ 北緯三五度二三分一三・○五○六秒、東経一三九度五四分三七・八四五三秒の点
 - エ 北緯三五度二三分一二・九四三○秒、東経一三九度五四分四三・四五五九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	ू	漁	無	6	名	泰	漁	洲	盐	華
無	1 種	国区	[無]	*	112	(貝垂)	~ 式巻	殖業		1 町 1	目から十二月二	十 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 個別漁業権又は団体漁業権の別個別漁業権
- そ件 港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない

その六十六

- 公示番号 区第九号
- 2 漁場の位置 富津市富津地先
- まれた区域に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにカと基点東四十五号の四の点を結んだ線とによって囲ら 漁場の区域 次の基点東四十四号、基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ及び才の各点を順次
 - 砂の点(富津市富津港東坊波堤灯台) 基点東四十三号 北緯三五度一九分○六・六九二八秒、東経一三九度四八分五八・七六六六
 - 秒の点(富津市富津漁港西側防波堤の突角に設置した標録) 基点東四十四号 北緯三五度一九分○五・三六八七秒、東経一三九度四八分五六・三五五四
 - 人三砂の点(富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱)基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分○七・七五
 - ア 北緯三五度一九分三一・二一〇七秒、東経一三九度四八分四五・八一五九秒の点
 - イ 北緯三五度一九分三三・四三九五秒、東経一三九度四八分五一・二九一四秒の点
 - 々 北緯三五度二○分三八・二六○四秒、東経一三九度四八分○一・一四七六秒の点
 - エ 北緯三五度一九分三七・八八三六秒、東経一三九度四五分四五・六八九四秒の点
 - オ 北緯三五度一八分五三・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分〇五・〇〇〇〇秒の点
 - カ 北緯三五度一八分五二・○○○○秒、東経一三九度四六分一四・○○○秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

;	無	業	6	種	凝	無	継	6	谷	泰	漁	洲	盐	承
	無	種	国区	[無]	*	65	養殖	脒				1十日から翌年1	五月二十日まで	

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- マ関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津
- 8 条件 なし

その六十七

- 公示審号 区第十号
- 2 漁場の位置 富津市富津から篠部に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、最大高潮時海岸線並びにイ、

ウ、エ、オ、カ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

人三秒の点(富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱)基点東四十五号の四 北緯三五度一人分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分○七・七五

の点(富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱)基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五○分三七・五 一四七秒

- ア 北緯三五度一八分五二・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点
- イ 北緯三五度一八分五三・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分〇五・〇〇〇〇秒の点
- ウ 北緯三五度一七分一四・七四七七秒、東経一三九度四七分二八・四九八一秒の点
- エ 北緯三五度一六分三二・二一八四秒、東経一三九度四九分一五・一七九八秒の点
- コーオネミュ月ニスクミニ・ニーノロモ 「万名一ミナ月ロナクーゴ・一十ナノモのド
- オ 北緯三五度一六分三〇・三五四六秒、東経一三九度四九分二八・四六二五秒の点
- カ 北緯三五度一六分三六・三三五五秒、東経一三九度四九分三〇・四一八九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

*	Ę	継	6	重	類	漁	無	6	俗	茶	漁	業	盐	角
Ħ	R 1	種]	N F	[無]	*	62	養殖業	脒			人 月1	二十日から翌年で	五月二十日まで	

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- o 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- と関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井、富津、川名及び篠部
- 8 条件 なし

その六十八

- 公诉海中 区第十一中
- 2 漁場の位置 富津市富津から篠部に至る地先
- σ 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、最大高潮時海岸線並びにイ、

ウ、エ、オ、カ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

八三秒の点(富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱)基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分〇七・七五

点(富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した際柱)基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五○分三七・五一四七秒の

- ア 北緯三五度一人分五二・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点
- イ 北緯三五度一八分五三・○○○○秒、東経一三九度四六分○五・○○○○秒の点
- ウ 北緯三五度一七分一四・七四七七秒、東経一三九度四七分二八・四九八一秒の点
- エ 北緯三五度一六分三二・二一八四秒、東経一三九度四九分一五・一七九八秒の点
- オ 北緯三五度一六分三〇・三五四六秒、東経一三九度四九分二八・四六二五秒の点
- カ 北緯三五度一六分三六・三三五五秒、東経一三九度四九分三○・四一八九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	類	漁	継	6	谷	茶	漁	₩	盐	類
無	1 種	区面	[無]	*	かき	半下:	式養殖	業		1 町 1	日から十二月二	十 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 個別漁業権又は団体漁業権の別個別漁業権
- て 条件 なし

その六十九

- 公示審号 区第十二号

- 2 漁場の位置 富津市千種新田から笹毛に至る地先
- 高潮時海岸線とによって囲まれた区域3 漁場の区域 次の基点南二号、ア、イ、ウ及び基点南七号の各点を順次に結んだ線と最大

点(富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱)基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五○分三七・五一四七秒の

点(富津市笹毛と同市湊との覧界に設置した標柱) 基点南七号 北緯三五度一四分〇三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の

- ア 北緯三五度一六分三六・三三五五秒、東経一三九度四九分三〇・四一八九秒の点
- イ 北緯三五度一六分三○・三五四六秒、東経一三九度四九分二八・四六二五秒の点
- ウ 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五○分五二・八七八五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

兼	業	6	種	凝	無	継	6	殆	茶	無	₩	盐	華
狃	(三)		回漁	*	65	養殖	脒			人月1	十日から翌年	五月二十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- マ関係地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛
- 8 条件 なし

その七十

- 公示審导 区第十三号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町大六地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度七分三三・六三二五秒、東経一三九度四九分五九・〇四〇五秒の点
 - イ 北緯三五度七分三五・五四二五秒、東経一三九度四九分五二・三八○一秒の点
 - ウ 北緯三五度七分三○・八六九四秒、東経一三九度四九分五○・五六六八秒の点
 - エ 北緯三五度七分二八・九三四五秒、東経一三九度四九分五七・三四六七秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊
第一種区面漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 内関係地区 安房都鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
- 8 条件 なし

かの七十1

- 公示審导 区第十回中
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度七分〇三・二八〇四秒、東経一三九度四九分三〇・四五五九秒の点
 - イ 北緯三五度七分○四・五四二七秒、東経一三九度四九分二六・七七二七秒の点
 - ウ 北緯三五度六分五五・五八九一秒、東経一三九度四九分二二・二三○三秒の点
 - エ 北緯三五度六分五四・三七四一秒、東経一三九度四九分二五・七八四九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	ू	漁	業	6	谷	茶	漁	***	盐	華
無	1 種	国区	i 無	*	わか	んはん	て縄さ	養殖	業	十月	一日から翌年四日	月三十日まで	

ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 安房都鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
- 8 条件 なし

その七十二

- 公示審导 区第十五号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東経一三九度四九分三二・六七八九秒の点
 - イ 北緯三五度六分四九・七四八六秒、東経一三九度四九分二一・六八七四秒の点
 - り 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東経一三九度四九分二○・三三六七秒の点
 - エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東経一三九度四九分三一・四二〇一秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	業	6	種	ू	漁	業	6	谷	茶	漁	業	垂	華
無一	種1	MI	[無]	*	かか	めはゝ	て縄式	養殖	業	十四一	日から翌年四日	7111十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- σ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- マ関係地区 安房郡錦南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
- 8 条件 なし

その七十三

- 公示審导 区第十六号
- 2 漁場の位置 安房都鋸南町勝山及び下佐久間地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区

浴

- ア 北緯三五度六分四〇・二三二五秒、東経一三九度四九分一四・三〇〇八秒の点
- イ 北緯三五度六分三七・七六六○秒、東経一三九度四九分一一・五八九一秒の点
- 々 北緯三五度六分二八・四三四二秒、東経一三九度四九分○八・一二四六秒の点
- エ 北緯三五度六分二三・七七二六秒、東経一三九度四九分一八・八九四七秒の点
- オ 北緯三五度六分三六・八〇六七秒、東経一三九度四九分二九・七五八四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	凝	漁	継	6	谷	泰	漁	業	盐	稱
無	1 種	M	[無]	*	魚猫	小割。	式養苗	~業		一町	目から十二月1	11十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- て 条件 なし

その七十回

- 口 公示審导 区第十七号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
- た区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ
 - ア 北緯三五度六分三八・〇三六九秒、東経一三九度四九分〇六・二〇〇一秒の点
 - イ 北緯三五度六分三八・〇四二八秒、東経一三九度四九分〇四・二〇三三秒の点
 - 々 北緯三五度六分三○・七六六五秒、東経一三九度四九分○四・一○四九秒の点
 - エ 北緯三五度六分三〇・九五四八秒、東経一三九度四八分五八・〇六八六秒の点
 - 才 北緯三五度六分四四・九三八八秒、東経一三九度四八分五八・五三八二秒の点

- カ 北緯三五度六分四二・二七五二秒、東経一三九度四九分〇六・三四六五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	茶	漁 業 時	華
第一種区面漁業	魚類小割式養殖業		一月一日から十二月三十一日まご	Ç

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- て 条件 なし

その七十五

- 公示番号 区第十八号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度六分二二・六七七三秒、東経一三九度四九分二六・七〇四一秒の点
 - イ 北緯三五度六分二二・七九九三秒、東経一三九度四九分一八・六八七二秒の点
 - ウ 北緯三五度六分○六・六一〇○秒、東経一三九度四九分一八・四六二五秒の点
 - エ 北緯三五度六分○六・四七九○秒、東経一三九度四九分二六・四八七○秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	重	凝	漁	業	6	谷	茶	漁	業	盐	海
無] 種]	刘恒	[無]	*	44	めは、	て縄式	養殖	業	十月	日から翌年四日	万三十日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- マ関係地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
- 8 条件 なし

その七十六

- 1 公示番号 区第十九号
- 2 漁場の位置 南房総市小浦地先
- て囲まれた区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ
 - ア 北緯三五度四分三九・六〇八九秒、東経一三九度五〇分一一・二五六〇秒の点
 - イ 北緯三五度四分五一・二五五○秒、東経一三九度五○分○四・一四七四秒の点
 - ♪ 北緯三五度四分四一・一人四二秒、東経一三九度四九分三九・三四人四秒の点
 - エ 北緯三五度四分三二・七九九六秒、東経一三九度四九分四二・二五七七秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期				
第一種区面漁業	こんぶはえ縄式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで				
	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで				

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢7 関係地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、
- 8 条件 なし

かのナナカ

- 公诉海市 区第二十中
- 2 漁場の位置 南房総市小浦地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度四分五一・六〇四四秒、東経一三九度五〇分一一・二〇六五秒の点
- イ 北緯三五度四分五一・六二六一秒、東経一三九度五○分一○・一九五○秒の点
- 々 北緯三五度四分四八・七二一○秒、東経一三九度五○分○九・九四○三秒の点
- エ 北緯三五度四分四八・六一八二秒、東経一三九度五〇分一一・〇二一八秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	業	6	種	ू	漁	無	0	谷	泰	漁	洲	盘	華
紐	1 種	国区	i 美	*	₩£	変えば		旋業		1 町	目から十二月	11十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- σ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢了 関係地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、
- 8 条件 なし

その七十八

- 公示審号 区第二十一号
- 2 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度二分三九・一四四七秒、東経一三九度四八分五六・四五二○秒の点
 - イ 北緯三五度二分四八・七八九九秒、東経一三九度四八分五八・○六三五秒の点
 - り 北緯三五度二分四七・二○八四秒、東経一三九度四九分○九・五四五五秒の点
 - エ 北緯三五度二分三七・六七五一秒、東経一三九度四九分○八・三六二六秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の	種 類	漁	業	9	农	茶	漁	無	垂	華
第一種区画	漁業	魚類	小副士	九養殖	業		一 百 一	日から十二月11	十 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- て 条件 なし

その七十九

- 公示審导 区第二十二中
- 2 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分〇五・五〇〇〇秒の点
 - イ 北緯三五度二分三〇・一○○○秒、東経一三九度四九分一三・八○○○秒の点

 - ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点
 - エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分〇三・五〇〇〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	洲	6	重	類	漁	業	0	谷	教	漁	無	盐	華
無	種	区面	[無]	K	わか	めは、	ス縄式	養殖	脒	十四一	日から翌年四日	月三十日まで	

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- σ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- て 条件 なし

その八十

- 1 公诉梅亭 区部二十三亭
- 2 漁場の位置 館山市相浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三四度五五分三二・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・二〇〇〇秒の点
- イ 北緯三四度五五分三二・八〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・七〇〇〇秒の点
- ウ 北緯三四度五五分三二・三〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・九〇〇〇秒の点~ 才綸三四周五五分三二・1000年 | 夏緒一三九度四九分二)・十〇〇〇春の点
- エ 北緯三四度五五分三一・六〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・四〇〇〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	洲	6	種	凝	漁	洲	6	谷	称	漁	₩	盐	華
第一種区画漁業 わかめはえ縄式養殖業							て縄さ	十四	日から翌年四日	7111十日まで			

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- と 関係地区 館山市 相派
- 8 条件 なし

そのハナー

- 公示審号 区第二十回号
- 2 漁場の位置 館山市相浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五五分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分二五・二〇〇〇秒の点
 - イ 北緯三四度五五分三〇・九〇〇〇秒、東経一三九度四九分二六・一〇〇〇秒の点
 - 々 北緯三四度五五分二九・九○○○秒、東経一三九度四九分二六・六○○○秒の点
 - エ 北緯三四度五五分二九・四〇〇〇秒、東経一三九度四九分二五・四〇〇〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	無
第一種区面漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- Θ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- と 関係地区 館山市 相派
- 8 条件 なし

その八十二

- 公示審导 区第二十五中
- 2 漁場の位置 勝浦市吉尾地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によっ

て囲まれた区域

- ア 北緯三五度○八分○二・四五一○秒、東経一四○度一六分五六・四七八七秒の点
- イ 北緯三五度○八分○一・六五一四秒、東経一四○度一六分五六・六四五八秒の点
- ♪ 北緯三五度○人分○一・三五○○秒、東経一四○度一六分五七・一一一一秒の点
- エ 北緯三五度○八分○・九一三八秒、東経一四○度一六分五七・二六五七秒の点
- オ 北緯三五度○八分○・八五三五秒、東経一四○度一六分五七・七七二六秒の点
- カ 北緯三五度○八分○一・○九二○秒、東経一四○度一六分五七・九七七八秒の点
- キ 北緯三五度○八分○一・三七七八秒、東経一四○度一六分五八・一六四九秒の点
- ク 北緯三五度○八分○二・二三五八秒、東経一四○度一六分五八・六三五五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

海	無	6	種	類	漁	継	6	各	泰	無	業	盐	期
第二種区画漁業 魚介類築堤式養殖業								1 🛒	目から十二日	7111十一日まで			

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 個別漁業権又は団体漁業権の別個別漁業権

て 条件 なし

その八十三

- 1 公诉梅亭 区第二十六亭
- 2 漁場の位置 勝浦市松部地先
- 3 漁場の区域 炊のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度八分二四・六八一六秒、東経一四〇度一七分二七・五三一〇秒の点
 - イ 北緯三五度八分一八・六一四一秒、東経一四〇度一七分三〇・〇七二七秒の点

 - ▶ 北緯三五度八分一八・三五○○秒、東経一四○度一七分四一・○二八八秒の点
 - エ 北緯三五度八分二五・九七七三秒、東経一四〇度一七分三四・五九一一秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期				
第一種区面漁業	こんぶはえ縄式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで				
第一種区面漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで				

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- マ関係地区 勝浦市松部及び串浜
- 8 条件 なし

その八十四

- 公示審号 区第二十七号
- 2 漁場の位置 勝浦市串浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度八分五八・二〇八四秒、東経一四〇度一七分五一・七一五八秒の点
 - イ 北緯三五度九分〇・四三七四秒、東経一四〇度一八分〇・二一九一秒の点
 - ♪ 北緯三五度九分○三・二五六五秒、東経一四○度一七分五八・四七四七秒の点

 - エ 北緯三五度九分〇・一四一一秒、東経一四〇度一七分五〇・九九九九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

魚	洲	6	種	類	無	業	6	农	教	漁	洲	盐	羅
रातर	1 (1mil)	1~11=	. 4⊞∶ 4	H1/	11~	ねせか	縄式	養殖業		十四1	日から翌年六	月三十日まで	
第一種区面漁業				44	めはら	〜縄式	養殖業		十四一	目から翌年四	月三十日まで		

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- で関係地区 勝浦市松部及び串浜
- 8 条件 なし

その八十五

- 公示審号 区第二十八号
- 2 漁場の位置 勝浦市松部地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度八分三四・一一一〇秒、東経一四〇度一七分三四・二二六五秒の点
 - イ 北緯三五度八分三六・八一五八秒、東経一四〇度一七分三四・八六一九秒の点
 - り 北緯三五度八分三八・一○二三秒、東経一四○度一七分三一・○一○七秒の点
 - エ 北緯三五度八分三三・八八六八秒、東経一四〇度一七分三〇・八〇七八秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	0	種	凝	퓇	業	6	夲	菸	퓇	業	盐	翔
無	1 種	国区	i 無 i	*	ハイ	いなせか	へ縄式:	養殖業		十四一	日から翌年六	月三十日まで	

わかめはえ縄式養殖業

十月一日から翌年四月三十日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 勝浦市松部及び串浜
- 8 条件 なし

その八十六

- 公示審号 定第一号
- 2 漁場の位置 富津市金谷地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度九分三八・五八七六秒、東経一三九度四八分五一・九三一六秒の点
 - イ 北緯三五度九分三七・四六七七秒、東経一三九度四八分一六・八七七三秒の点
 - ウ 北緯三五度九分二二・二一○九秒、東経一三九度四八分一八・一六四五秒の点
 - エ 北緯三五度九分二六・○二五七秒、東経一三九度四八分五五・二六三六秒の点
 - オ 北緯三五度九分三八・三九八二秒、東経一三九度四八分四五・九九五六秒の点
 - カ 北緯三五度九分二五・四二六八秒、東経一三九度四八分四九・四三七一秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	無	※	禅
定置漁業	あじ定置漁業	1 四 1	目から十二月三十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 船舶航行上、垣網は、水面下五メートル以上沈下させて設置しなければならない。6 条件 ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、

その八十七

- 公示審号 定第二号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町吉浜地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 7 北緯三五度八分○四・○四八二秒、東経一三九度四八分五七・○九三三秒の点
 - イ 北緯三五度七分四七・六五五六秒、東経一三九度四八分五九・○○二九秒の点
 - ウ 北緯三五度七分五七・一六六四秒、東経一三九度四九分四九・六一二九秒の点
 - エ 北緯三五度八分○八・四六二四秒、東経一三九度四九分四八・一六七二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	業	6	種	凝	無	業	6	谷	菸	嶣	₩	盐	解
定国	直漁	洲			4€ Z	定置	熊業			1町1	日から十二月1	11十一日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

そのハナハ

- 公示番号 定第三号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島及び勝山地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区

淦

- ア 北緯三五度六分五九・八五〇三秒、東経一三九度四九分二四・〇五三一秒の点
- イ 北緯三五度七分○五・三八三六秒、東経一三九度四八分五二・○四九九秒の点
- ウ 北緯三五度六分五一・一六八一秒、東経一三九度四八分四九・九二九八秒の点
- エ 北緯三五度六分四五・八三三一秒、東経一三九度四九分二〇・九五五一秒の点
- オ 北緯三五度六分五二・六七二六秒、東経一三九度四九分二二・四二一八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 紫 時 期
定置漁業	あじ定置漁業	月 日から十 月三十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その八十九

- 公示審号 定第四号
- 2 漁場の位置 南房総市小浦地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四分三六・六五九七秒、東経一三九度四九分一五・九〇一三秒の点
 - イ 北緯三五度四分四九・八五五○秒、東経一三九度四八分二六・九六四二秒の点
 - り 北緯三五度四分三三·九五七一秒、東経一三九度四八分二一·四二五八秒の点
 - エ 北緯三五度四分二三・三三九八秒、東経一三九度四九分一一・三六八○秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	維 時 期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十

- 公示番号 定第五号
- 2 漁場の位置 館山市浜田地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点
 - イ 北緯三四度五九分三六・一四四六秒、東経一三九度四八分○一・四○二六秒の点
 - ウ 北緯三四度五九分三二・七九八一秒、東経一三九度四七分三九・四六二五秒の点
 - エ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分○六・二一四五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名	無	**	至 至
定置漁業	ぶり定置漁業	1 = 1	日から十二月三十一日	日まで

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十一

- 公示番号 定第六号
- 2 漁場の位置 館山市波左間地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分三六・八八四四秒、東経一三九度四七分二一・二一八八秒の点
 - 大 北緯三四度五九分二○・二九七七秒、東経一三九度四六分五八・六一八三秒の点
 - ウ 北緯三四度五九分一六・○五○三秒、東経一三九度四六分三七・一八一一秒の点
 - エ 北緯三四度五八分三二・六〇八五秒、東経一三九度四七分〇・一六四七秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

ら 条件 なし

その九十二

- 公示審号 定第七号
- 2 漁場の位置 南房総市千倉町瀬戸地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分一七・六六○四秒、東経一三九度五八分二三・○二八九秒の点
 - イ 北緯三四度五七分五九・七四四四秒、東経一三九度五九分一一・七一三四秒の点
 - ウ 北緯三四度五八分一二・二三八四秒、東経一三九度五九分一七・九一三八秒の点

 - エ 北緯三四度五八分三〇・六八九〇秒、東経一三九度五八分二五・三二三四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期
定置漁業	あじ定置漁業	月 日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十三

- 公示番号 定第八号
- 2 漁場の位置 南房総市千倉町白子地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三四度五八分五八・八六八〇秒、東経一四〇度〇〇分二三・五一一九秒の点
 - フーオ総三四月ユノタヨノ・ノブノ(老・耳絵一四(月()(タニュ・ユーーナ毛)ば
 - イ 北緯三四度五九分二四・九七八八秒、東経一四○度○○分三八・三七五二秒の点
 - 々 北緯三四度五九分四六・二九○五秒、東経一三九度五九分四○・○七二六秒の点
- エ 北緯三四度五九分一九・九四五五秒、東経一三九度五九分二七・七七一五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の	名 称	蕉	業	盘	角
定置漁業	ぶり定置漁業		1 = 1 =	「から十二月二	十 日まで	

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十四

- 1 公示番号 定第九号
- 2 漁場の位置 南房総市和田町和田地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度一分二四・八八二二秒、東経一四〇度〇一分二〇・一三〇八秒の点

 - イ 北緯三五度○分四四・六○四三秒、東経一四○度○二分一一・八一〇二秒の点
 - ウ 北緯三五度一分〇一・四二五六秒、東経一四〇度〇二分三二・五一〇九秒の点
 - エ 北緯三五度一分四三・九〇二五秒、東経一四○度〇一分三一・ニセハ六秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 紫 時 期
定置漁業	ぶり定置漁業	月 日から十 月三十 日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十五

- 公示審号 定第十号
- 2 漁場の位置 鴨川市磯村地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度四分四六・四一三二秒、東経一四○度八分○一・九六七四秒の点
- イ 北緯三五度五分○五・五一八九秒、東経一四○度八分二六・一六九二秒の点
- ウ 北緯三五度五分三一・四七〇八秒、東経一四〇度七分五二・六三六二秒の点
- エ 北緯三五度五分一四・九二〇五秒、東経一四〇度七分三一・四六四六秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期
定置漁業	ぶり定置漁業	月 日から十 1月三十 日まで

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十六

- 公示審号 定第十一号
- 2 漁場の位置 鴫川市磯村地先
- 3 漁場の区域 灰のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度五分一三・三九四五秒、東経一四○度七分五一・九○一九秒の点
 - イ 北緯三五度五分二八・六六〇六秒、東経一四〇度八分一〇・一五〇八秒の点
 - ウ 北緯三五度五分五一・二一〇三秒、東経一四〇度七分四三・四一五六秒の点

 - エ 北緯三五度五分三六・九一〇〇秒、東経一四〇度七分二五・三三八五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	海 業 時 期
定置漁業	ぶり定置漁業	月 日から十 月三十 日まで

- ら 存続期間 今和五年九月一日から今和十年八月三十一日まで
- ら 条件 なし

その九十七

- 公示審号 短共第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・○九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一○・九三四六秒の点
 - 々 北緯三五度三九分二六・八三○一秒、東経一三九度五六分二七・三九○九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分○六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

	ま なきの 二 事 この 学 音用	+1
漁業の種類	漁業の名称	漁 業 時 期
	おごのり漁業	月 日から十 月三十 日まで
	もがい漁業	=
	はまぐり漁業	=
第一種共同魚業	あさり漁業	=
第一種共同漁業	ばかがい漁業	=
	しおふき漁業	=
	ほんびのすがい漁業	=
	餌むし漁業	=
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	月 日から十二月三十 日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- 9 関係地区 市川市

て 条件 なし

その九十八

- 公示審号 短共第二号
- 2 漁場の位置 船橋市地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東経一三九度五七分三八・六五五六秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分○三・二五一○秒、東経一三九度五八分三一・九四八七秒の点
 - エ 北緯三五度四〇分〇四・三四四六秒、東経一三九度五七分〇三・六三五九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁 業 呰 野		
	おごのり漁業	月 日から十 月三十 日まで		
	もがい漁業	=		
	かき漁業	=		
	はまぐり漁業	=		
第一種共同漁業	あさり漁業	=		
	ばかがい漁業	=		
	しおふき漁業	=		
	ほんびのすがい漁業	=		
	餌むし漁業	=		
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	月 日から十二月三十一日まで		

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- ら 関係地区 船橋市
- て 条件 なし

その九十九

- 公示審号 短共第三号
- 2 漁場の位置 船橋市地先
- た区域3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ
 - ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の点
 - イ 北緯三五度三八分○八・九四八六秒、東経一三九度五八分四六・四六七八秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分一四・一九五六秒、東経一三九度五九分○・五六六○秒の点
 - エ 北緯三五度三九分○六・四七一四秒、東経一三九度五八分五二・二九五一秒の点
 - オ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五八分二八・五三三一秒の点
 - カ 北緯三五度四〇分〇六・八〇九五秒、東経一三九度五七分二六・四〇一〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	熊 業 時 期
	おごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	=
	かき漁業	=
第一種共同漁業	はまぐり漁業	=
	あさり漁業	=
	ばかがい漁業	=
	しおふき漁業	Ti Ti

	ほんびのすがい漁業	=
	餌むし漁業	=
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- ら 存続期間 令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- ら 関係地区 船橋市
- て 条件 なし

その百

- 公示審导 短区第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点
 - イ 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点
 - ウ 北緯三五度三七分五七・○四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点
 - エ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分一二・六九三八秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

	無	継	6	種	凝	漁	辮	6	俗	茶	漁	無	盐	搏
第一種区画漁業のり養殖業							人 勇1	一十日から翌年		まで				

- G 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- Θ別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

その百一

- 公示審号 短区第二号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・○九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一○・九三四六秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分○六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

無	継	6	種	凝	漁	辮	6	名	茶	無	無	盐	華
無	第一種区画漁業のり養殖業								人用1	一十日から翌年	-	まで	

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

その百二

- 公示審号 短区第三号
- 2 漁場の位置 市川市本行徳地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点
 - イ 北緯三五度四〇分二九・五六九八秒、東経一三九度五六分四〇・七七三六秒の点
 - ウ 北緯三五度四○分三二・三一二七秒、東経一三九度五六分四六・九二五八秒の点
 - エ 北緯三五度四○分四○・九二七七秒、東経一三九度五六分四一・四五二四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	凝	漁	業	6	谷	称	漁	洲	盐	類
無	第一種区画漁業のり養殖業								人月	十日から翌年	四月三十日半	よで	

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

その百三

- 公示審号 短区第四号
- 2 漁場の位置 市川市本行徳地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分四二・二一二九秒、東経一三九度五六分三五・六五八四秒の点
 - イ 北緯三五度四〇分四三・八八四二秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒の点
 - ウ 北緯三五度四○分五三・二四六六秒、東経一三九度五六分三三・三一六二秒の点
 - エ 北緯三五度四○分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	凝	漁	業	6	俗	茶	無	業	盐	産
無	1 種1	刘庙	無漢]	K	9	養殖業	*			八 月1	+目から十		まで

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで
- σ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

その百四

- 公示審号 短区第五号
- 2 漁場の位置 市川市高谷新町地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点
 - イ 北緯三五度四○分三八・三三三二秒、東経一三九度五六分五二・七○二九秒の点
 - 々 北緯三五度四○分二一・二九三七秒、東経一三九度五七分○四・二八○五秒の点
 - エ 北緯三五度四○分二二・五七九九秒、東経一三九度五七分○七・二五九六秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

7	些	業	6	種	凝	無	無	6	名	茶	漁	**	盐	華
44	第一種区画漁業のり養殖業									+目から+1	二	こまで		

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで
- σ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係 型区 市川市
- 8 条件 なし

その百五

- 公示番号 短区第六号
- 2 漁場の位置 市川市高谷新町地先
- σ 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四○分五二・七三七三秒、東経一三九度五六分四七・三六二八秒の点
 - イ 北緯三五度四○分五○・七○七九秒、東経一三九度五六分四四・七八八八秒の点
 - ♪ 北緯三五度四○分四五・三三一三秒、東経一三九度五六分四八・四八六九秒の点

- エ 北緯三五度四○分四六・六八一一秒、東経一三九度五六分五一・四三四九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	業	6	種	凝	漁	辮	6	谷	茶	漁	無	盐	類
無	種]	凶面	[無業	K	9	養殖業	**			人用「	+目から+1		まで

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで
- σ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

その百六

- 公示審号 短区第七号
- 2 漁場の位置 船橋市地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - イ 北緯三五度三七分五七・○四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分二○・○○九七秒、東経一三九度五八分一九・六○二五秒の点
 - エ 北緯三五度四○分○四・三四四六秒、東経一三九度五七分○三・六三五九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	洲	6	種	類	漁	業	6	谷	参	漁	業	盐	華
無	1 種1	凶面	無漢]	K	9	養殖業	*			八月 1	一十月から翌年	-	まで

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 船橋市
- 8 条件 なし

その百七

- 公示番号 短区第八号
- 2 漁場の位置 船橋市地先
- まれた区域 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲
 - ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の点
 - イ 北緯三五度三八分二六・六一一一秒、東経一三九度五八分三三・四六七八秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分三六・八五六六秒、東経一三九度五八分五四・八八四一秒の点
 - エ 北緯三五度三八分四九・三一二七秒、東経一三九度五八分五四・七〇〇八秒の点
 - 才 北緯三五度三九分○六・四七一四秒、東経一三九度五八分五二・二九五一秒の点
 - カ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五八分二八・五三三一秒の点
 - キ 北緯三五度四〇分〇六・八〇九五秒、東経一三九度五七分二六・四〇一〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	凝	漁	業	6	谷	茶	無	無	盐	華
無	第一種区画漁業のり養殖業										一十日から翌年	-	こまで

- 5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- 回別漁業権又は団体漁業権の別団体漁業権
- て 関係地区 船権市
- 8 条件 なし

その百八

- 公示番号 短区第九号

- 2 漁場の位置 浦安市日の出及び明海地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯三五度三七分五○・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・○○一三秒の点
- イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分○・○○四○秒の点
- ウ 北緯三五度三七分四八·IIIO三秒、東経一三九度五五分四八·六五九四秒の点
- エ 北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁	継	6	種	類	漁	洲	6	谷	茶	嶣	業	盐	華
無	第一種区画漁業のり養殖業								人月1	十日から翌年		まで	

- ら 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- ら 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 市川市
- 8 条件 なし

いては全て世界測地系)とする。 備考 3 漁場の区域に示す緯度経度は、特別の定めのない限り全て真方位表示(緯度経度につ

二 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

- 第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項
 - 見の処理の結果
 漁業法第六十四条第四項の規定により聴いた千葉海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意
 - 意見の概要

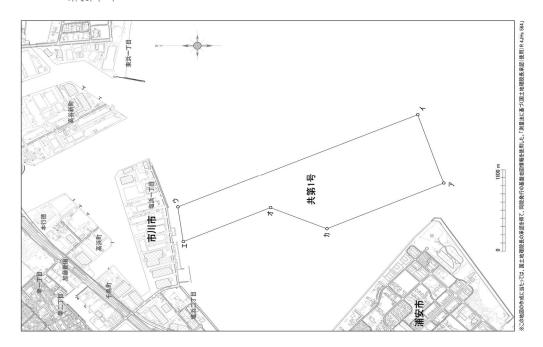
原案に異議なし

2 当該意見の処理の結果

当該意見を踏まえて于薬海区漁場計画の案のとおり干薬海区漁場計画を定めることとした。

11 漁場図

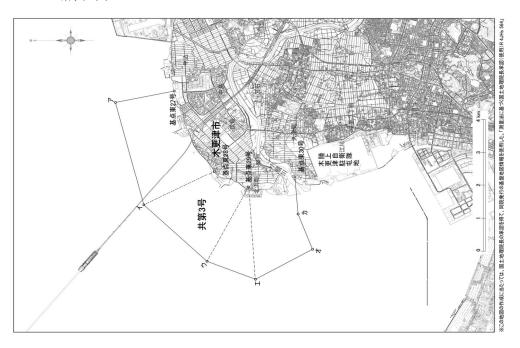
- 共第一号



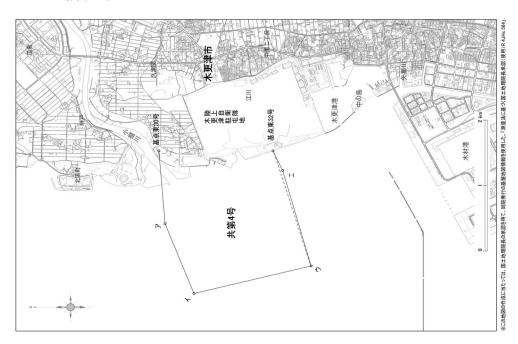
22 共第二号



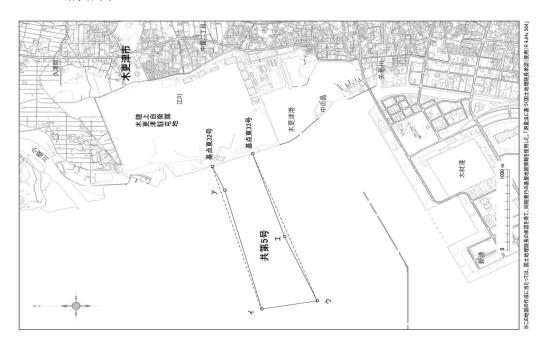
る 共第三号



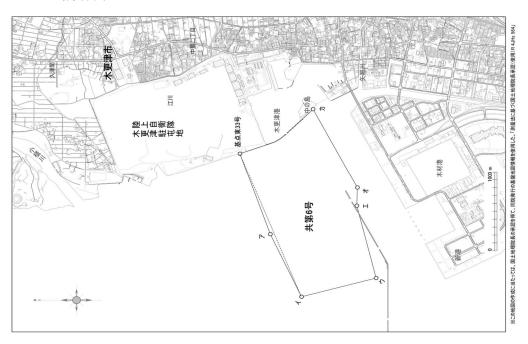
4 共第四号



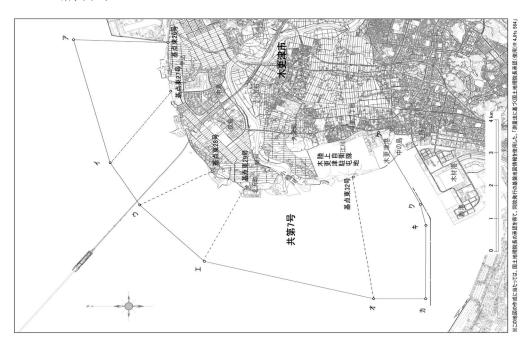
ら 共第五号



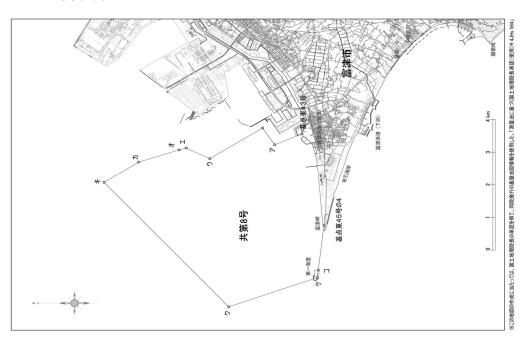
ら 共第六号



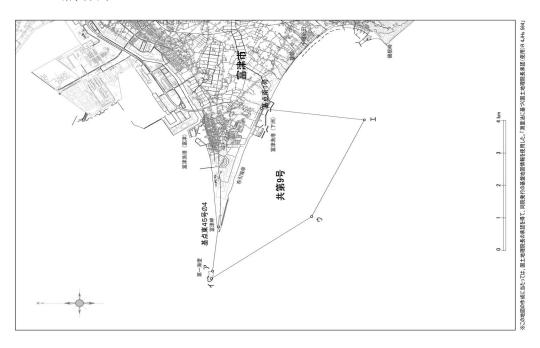
7 共第七号



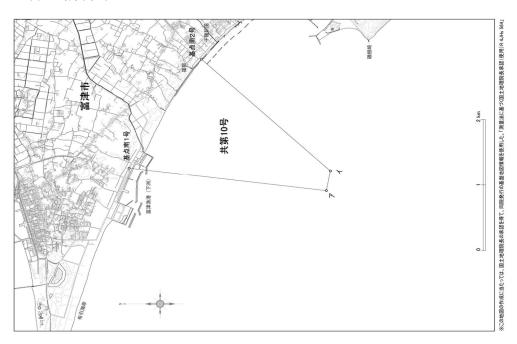
8 共第八号



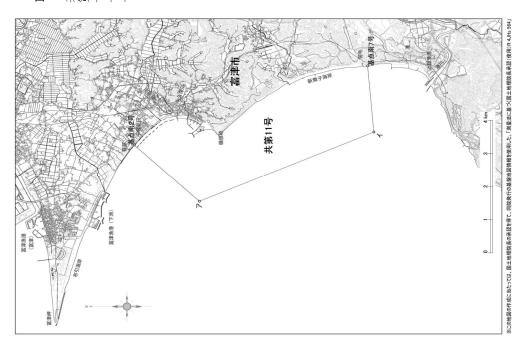
の 共第九号



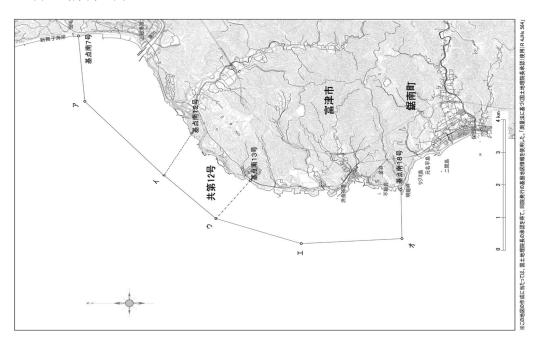
2 共第十号



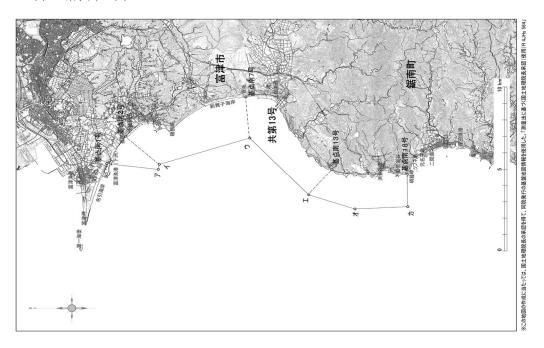
二 共第十一号



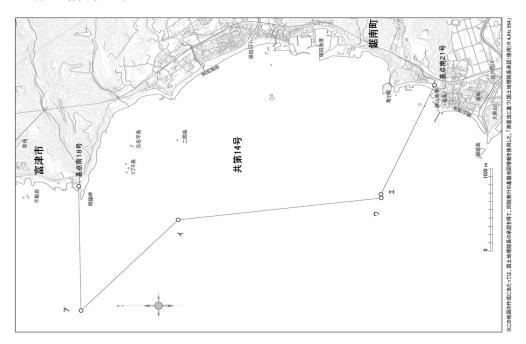
21 共第十二中

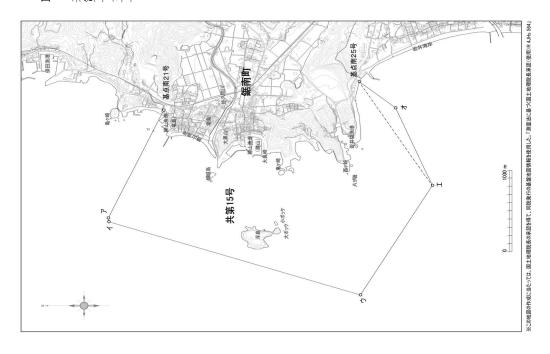


北第十三号

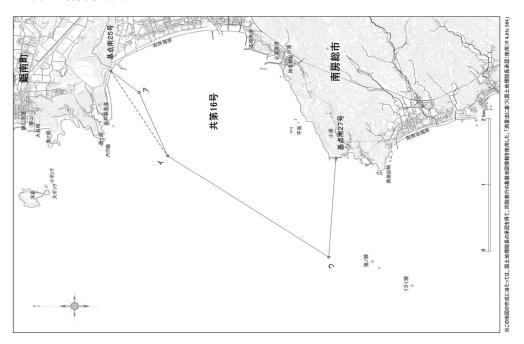


4 共第十四号

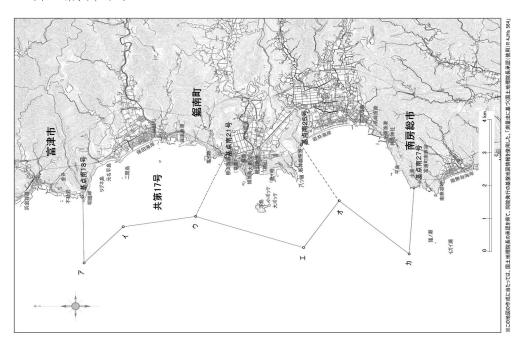




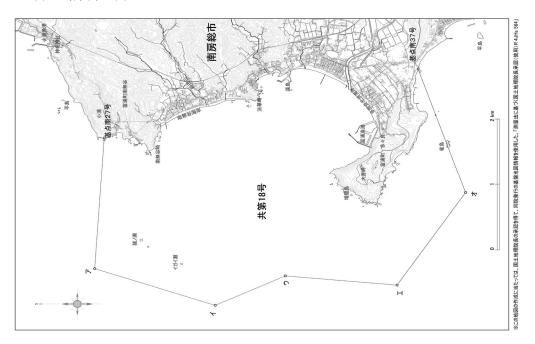
2 共第十六号



7 共第十七号



82 共第十八号



61 共第十九号

